

(素案)

第8期

湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(令和3年度～5年度)

令和3年3月

湧 別 町

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の策定体制	3
	(1) 計画の位置づけ	
	(2) 計画の策定方法、策定にあたっての基本的な考え方	
	(3) 住民参加と意見反映	
	(4) 住民の理解を深め、施策や事業等を十分に周知するための促進策	
3	計画の期間	4
4	計画の点検	4
第2章	高齢者等の現状分析	5
1	高齢者等の現状分析	5
	(1) 人口推移	
	(2) 高齢者等のいる世帯の状況等	
	(3) 要介護認定者数推移	
	(4) 認知症高齢者数推移	
第3章	第7期計画のサービスの現状と利用状況	8
1	介護サービス給付の現状	8
	(1) 居宅介護サービス給付の現状	
	(2) 介護保険施設サービス給付の現状	
	(3) 介護予防サービス給付の現状	
	(4) 介護サービス給付費の推移	
	(5) 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業費等の推移	
2	介護予防事業、地域支援事業及び高齢者福祉サービスの現状	12
	(1) 生きがいつくりの推進	
	(2) 社会参加の支援	
	(3) 介護予防の推進	
	(4) 健やかな暮らしの実現	
	(5) 介護保険サービス等の充実	
	(6) 安心して暮らせる生活支援	
	(7) 住み慣れたまちで暮らしを支える	
	(8) 支えあうネットワークづくり	
	(9) 相談援助体制の充実	
第4章	高齢者実態調査について	24
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	24
	(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査概要	

	(2) 回収結果	
	(3) 考察結果	
2	在宅介護実態調査	25
	(1) 在宅介護実態調査概要	
	(2) 回収結果	
	(3) 考察結果	
第5章	計画の基本的な考え方	27
1	基本理念	27
2	基本目標	27
	(1) いきいき暮らす	
	(2) 元気に暮らす	
	(3) 安心して暮らす	
	(4) 支えあって暮らす	
3	重点項目	28
	(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	
	(2) 日常生活を支援する体制の整備	
	(3) 人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上	
	(4) 認知症施策の推進	
	(5) 地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	
	(6) 効果的・効率的な介護給付の推進	
	(7) 災害・感染症対策に係る体制整備	
第6章	目標年度までの計画の基本方向	31
1	推計人口等	31
	(1) 推計人口と第1号被保険者数	
	(2) 高齢者等のいる世帯の推計	
2	要介護者等の推計	32
	(1) 要介護者等の出現数の推計	
	(2) 認知症高齢者数の推計	
	(3) 介護保険施設入所及び居住系サービス利用の要介護者等の推計	
	(4) 在宅の要介護者等の推計	
第7章	高齢者保健福祉サービス及び介護保険事業の充実	35
1	生きがいづくりの推進	35
	(1) 高齢者大学の開設（生涯学習事業）	
	(2) ふれあいサロン事業（社会福祉協議会事業）	
2	社会参加の支援	35
	(1) 高齢者就労センター事業	
	(2) 老人クラブ	
	(3) ボランティア団体の支援	
3	介護予防の推進	36

	(1) 介護予防事業	
	(2) 介護予防ケアマネジメント事業	
	(3) 介護予防・生活支援事業	
4	健やかな暮らしの実現	38
	(1) 健康づくりに関する情報の提供	
	(2) 特定健診・がん検診の実施	
	(3) 健康相談	
	(4) 健康教育	
5	介護保険サービス等の充実	38
	(1) 介護サービス提供体制の整備	
	(2) 介護保険サービス	
	(3) 介護予防・日常生活支援総合事業	
6	安心して暮らせる生活支援	54
	(1) 寝たきり老人等介護手当助成事業	
	(2) 寝たきり高齢者等紙おむつ購入費助成事業	
	(3) 高齢者用歩行車購入助成事業	
	(4) 緊急通報システム事業	
	(5) 給食サービス事業（社会福祉協議会補助事業）	
	(6) 介護サービス等利用者負担額助成事業	
	(7) 社会福祉法人による利用負担軽減事業	
	(8) 障がい者控除認定事業	
7	住み慣れたまちで暮らしを支える	55
	(1) 高齢者生活支援ハウス	
	(2) 軽費老人ホーム	
	(3) 有料老人ホーム	
	(4) 高齢者専用賃貸住宅	
	(5) 高齢者に相応しい住まいの計画的な整備	
	(6) 外出支援サービス事業	
	(7) 高齢者等さわやか住宅改造補助事業	
	(8) 高齢者バス通院費助成事業	
	(9) 高齢者外出支援ハイヤー料金助成事業	
	(10) 除雪サービス（社会福祉協議会補助事業）	
	(11) 介護職員研修費助成事業	
	(12) 外国人介護人材育成支援奨学金給付事業	
8	支えあうネットワークづくり	57
	(1) 地域包括支援センター運営事業	
	(2) 地域福祉活動への支援と協働	
	(3) 生活支援等の基盤整備	
	(4) 認知症対策	
	(5) 見守り支援	
	(6) 医療と介護の連携	

9	相談援助体制の充実	60
	(1) 総合相談支援業務	
	(2) 消費に関する相談と啓発	
	(3) 成年後見制度利用支援事業	
	(4) 養護老人ホーム入所措置事業	
	(5) 権利擁護業務	
第8章	介護（予防）給付費用・介護保険料	62
1	給付費用	62
	(1) 介護給付費用	
	(2) 介護予防給付費用	
	(3) 標準給付見込額	
	(4) 地域支援事業費	
2	保険料段階別被保険者数	65
3	介護保険料	66
	(1) 第1号被保険者の介護保険料	
	(2) 所得段階別保険料	
第9章	円滑な計画の実施に向けた方策	68
1	介護サービスの円滑な提供	68
	(1) 日常生活圏域の設定	
	(2) 高齢者のサービス利用支援体制の構築	
	(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
	(4) 町民への情報提供	
2	介護給付費等に要する費用の適正化	69
3	災害・感染症に係る体制の整備	70
4	苦情相談体制の整備	71
5	計画の推進管理	71
	《添付資料》	72
1	介護サービスの利用手続き	
2	介護サービス等の種類	
3	地域支援事業	
4	介護保険事業にかかる給付費の財源のしくみ	
5	「第8期湧別町湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」に対する 意見応募実施結果について	
6	湧別町保健医療福祉協議会 高齢者・介護部会委員名簿	
7	湧別町保健医療福祉協議会計画策定審議経過について	
8	関係法令等	
	○老人福祉法（抜粋）	
	○介護保険法（抜粋）	
	○湧別町保健医療福祉協議会設置条例・条例施行規則	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、その創設から20年が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、550万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

国では、総人口が減少に転じる一方、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していく中、介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが求められています。

本町でも、令和2年の高齢者人口は3,300人を超え、高齢化率は39%となっており、全国や全道平均を大きく上回る状況であり、令和7年には42%、さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には48%と推計されます。今後は、総人口・現役世代人口が減少する中で、85歳以上人口は当面増加することが見込まれ、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定されることから、高齢者を地域で支える体制づくりや地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要です。

こうした状況を踏まえ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化など、社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組む、高齢者があらゆる世代の町民と共に、住み慣れた地域でいつまでも安心して長く暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指すため、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

○過去に策定された高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(旧町単位で策定)

第1期計画期間：平成12年度～平成16年度

第2期計画期間：平成15年度～平成19年度

第3期計画期間：平成18年度～平成20年度

第4期計画期間：平成21年度～平成23年度

(新町で策定)

第4期計画期間：平成22年度～平成23年度

第5期計画期間：平成24年度～平成26年度

第6期計画期間：平成27年度～平成29年度

第7期計画期間：平成30年度～令和2年度

第8期計画期間：令和3年度～令和5年度

この計画は、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: S D G s）」の達成に資するものです。

※ 2015年9月の国連サミットで「Transforming our world : the 2030 Agenda for SustainableDevelopment（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ）」が採択され、2030年までの先進国を含む国際社会全体の開発目標として、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（S D G s）」が定められました。

2 計画の策定体制

(1) 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画であり、本町の総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本町における高齢者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画とし、高齢者支援施策を総合的に展開するため、中長期的な視点から目指すべき将来像や基本理念を共有するとともに、これまでの計画の推進状況等の評価を踏まえ、計画期間内の必要なサービス等を定めるものです。

(2) 計画の策定方法、策定にあたっての基本的な考え方

①行政機関内部における計画策定体制の整備

本計画は、高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営主管課である福祉課において、関連する部門と連携、協議を図り策定します。

②計画策定協議会等の設置

高齢者福祉事業及び介護保険事業は、幅広い関係者の参画により、本町の特性に応じた事業展開が期待されるため、行政機関内部だけでなく、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者（地域住民）代表等が参画する湧別町保健医療福祉協議会高齢者・介護部会（以下「部会」という。）を設置し協議を行います。

(3) 住民参加と意見反映

高齢者福祉計画の策定指針において、住民参加の位置付けがなされているとともに、介護保険法においては、介護保険事業計画により介護サービスの水準が明らかにされ、それが保険料の水準にも影響を与えることから、本事業計画の策定、変更にあたっては、被保険者の意見を反映させるための措置を講じることが義務付けられています。

このため、被保険者（地域住民）代表等が参画する部会において協議を行うとともに、パブリックコメント（意見公募）を実施し、広く住民意見を反映します。

(4) 住民の理解を深め、施策や事業等を十分に周知するための促進策

高齢者福祉サービス及び介護保険サービスの円滑な実施を図るためには、町民の理解と協力が不可欠です。被保険者をはじめ広く住民に対し、広報等を通じて、高齢者福祉制度や介護保険制度の普及・啓発及び情報提供に努めるとともに、相談窓口を設け、誰でも気軽に相談できるよう配慮します。

3 計画の期間

介護保険事業計画は、3年ごとに見直しを行うこととなっているため、第8期介護保険事業計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としています。

また、高齢者福祉計画についても、介護保険事業計画と一体的に整備する必要があることから、計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

第8期計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年が近づく中で、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年までのサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った計画として策定します。

表1 計画期間



4 計画の点検

高齢者福祉計画は、高齢者の福祉サービスの推進を図るものであり、介護保険事業計画は、要介護者等に係る介護系サービス等の提供体制、保険給付に係る費用の状況等を勘案するとともに、各種関連計画との整合性に配慮し、介護保険事業の円滑な実施を図るものです。

本計画を着実に推進していくため、関係各課及び関係機関がそれぞれの担当する施策の進捗状況を把握・点検し、点検結果等の評価を行うとともに、サービスの必要量や供給量、質等の動向について、現状把握に努めます。

第2章 高齢者等の現状分析

1 高齢者等の現状分析

ここでは、本町が介護保険事業を行うにあたり、前提として把握すべき人口構造、被保険者の現状、要介護者などの状況等について把握分析します。

(1) 人口推移

本町の人口推移は、表2-1に示すとおり、年少人口及び15歳から64歳人口は減少しており、総人口は平成27年から令和2年までの間で819人(8.8%)減少しています。

一方、65歳以上の高齢化率は年々高くなっており、特に75歳以上の後期高齢者の割合は令和2年に22%に達し、令和22年には31.0%と推計されています。

高齢化率は、令和元年において北海道が31.8%であるのに対し、本町では38.5%と6.7ポイント上回っています。

表2-1 人口の推移

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和7年	令和22年
総 人 口	9,309人	9,136人	9,114人	8,907人	8,690人	8,490人	7,623人	5,466人
年 少 人 口	978人 10.5%	958人 10.5%	937人 10.3%	898人 10.1%	837人 9.6%	784人 9.2%	620人 8.1%	345人 6.3%
生 産 年 齢 人 口	4,985人 53.6%	4,791人 52.4%	4,800人 52.7%	4,645人 52.1%	4,507人 51.9%	4,384人 51.7%	3,833人 50.3%	2,507人 45.9%
15歳～39歳	1,941人 20.9%	1,825人 20.0%	1,888人 20.7%	1,826人 20.5%	1,762人 20.3%	1,711人 20.2%	1,428人 18.7%	858人 15.7%
40歳～64歳	3,044人 32.7%	2,966人 32.5%	2,912人 32.0%	2,819人 31.6%	2,745人 31.6%	2,673人 31.5%	2,405人 31.6%	1,649人 30.2%
高 齢 者 人 口	3,346人	3,387人	3,377人	3,364人	3,346人	3,322人	3,170人	2,614人
高 齢 化 率	35.9%	37.1%	37.0%	37.8%	38.5%	39.1%	41.6%	47.8%
65～74歳人口	1,432人	1,460人	1,432人	1,450人	1,443人	1,453人	1,269人	919人
前期高齢化率	15.4%	16.0%	15.7%	16.3%	16.6%	17.1%	16.7%	16.8%
75歳以上人口	1,914人	1,927人	1,945人	1,914人	1,903人	1,869人	1,901人	1,695人
後期高齢化率	20.6%	21.1%	21.3%	21.5%	21.9%	22.0%	24.9%	31.0%

(出典) 平成27年～令和2年：10月1日現在住民基本台帳

令和7年、22年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

(2) 高齢者等のいる世帯の状況等

本町の総世帯数は、表2-2に示すとおりです。

65歳以上の親族のいる世帯の区別の推移は、夫婦のみの世帯が平成7年の483世帯から平成27年では703世帯と1.45倍にも増加しており、単身世帯が平成7年の334世帯から平成27年では585世帯と1.75倍にも急増しています。

表2-2 世帯状況の推移

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	4,089世帯	4,074世帯	4,118世帯	4,010世帯	3,861世帯
65歳以上の親族のいる世帯数	1,786世帯	1,938世帯	2,027世帯	2,054世帯	2,073世帯
総世帯に占める割合	43.7%	47.6%	49.2%	51.2%	53.7%
夫婦のみ世帯数	483世帯	589世帯	654世帯	705世帯	703世帯
総世帯に占める割合	11.8%	14.5%	15.9%	17.6%	18.2%
65歳以上世帯に占める割合	27.0%	30.4%	32.3%	34.3%	33.9%
単身世帯数	334世帯	401世帯	467世帯	517世帯	585世帯
総世帯に占める割合	8.2%	9.8%	11.3%	12.9%	15.2%
65歳以上世帯に占める割合	18.7%	20.7%	23.0%	25.2%	28.2%
その他	969世帯	948世帯	906世帯	832世帯	785世帯
総世帯に占める割合	23.7%	23.3%	22.0%	20.7%	20.3%
65歳以上世帯に占める割合	54.3%	48.9%	44.7%	40.5%	37.9%

(出典) 総務省「国勢調査」一般世帯

(3) 要介護認定者数推移

要介護認定者数は毎年増加傾向にあり、令和2年度には659人となり、第1号被保険者数に占める要介護等認定者の割合は、19.7%となっています。今後は、高齢者人口の減少が見込まれる中、微増又は横ばいに推移することが予想されます。

表2-3 要介護認定者数推移

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1号被保険者数	3,387人	3,364人	3,354人	3,339人
要支援者	160人	175人	158人	155人
要支援1	88人	104人	97人	89人
要支援2	72人	71人	61人	66人
要介護者	474人	461人	488人	504人
要介護1	129人	120人	132人	129人
要介護2	97人	80人	83人	96人
要介護3	88人	83人	90人	88人
要介護4	71人	88人	103人	105人
要介護5	89人	90人	80人	86人
認定者数	634人	636人	646人	659人
認定率	18.7%	18.9%	19.3%	19.7%

(出典) 各年度3月末日現在(令和2年度は9月末日)の町集計認定者数(第1号被保険者のみ)

(4) 認知症高齢者数推移

高齢化の進展に伴い認知症高齢者も増加が予想されることから、要介護認定者のうち、認知症日常生活自立度Ⅱ以上に着目して推移を集計しました。

認知症日常生活自立度Ⅱ以上の認定者は、わずかに増加傾向にあり、令和2年度では382人となり、要介護認定者のうち58.7%となっています。今後も認知症高齢者は増加することが予想されます。

表2-4 要介護認定者数の認知症高齢者数の推移

区 分	平成29年度			平成30年度		
	認定者数	認知症自立度Ⅱ以上	割合	認定者数	認知症自立度Ⅱ以上	割合
要支援1	87人	18人	20.7%	102人	21人	20.6%
要支援2	70人	11人	15.7%	69人	12人	17.4%
要介護1	129人	84人	65.1%	119人	69人	58.0%
要介護2	97人	70人	72.2%	79人	53人	67.1%
要介護3	85人	68人	80.0%	82人	63人	76.8%
要介護4	70人	62人	88.6%	86人	70人	81.4%
要介護5	86人	76人	88.4%	88人	81人	92.0%
計	624人	389人	62.3%	625人	369人	59.0%

区 分	令和元年度			令和2年度		
	認定者数	認知症自立度Ⅱ以上	割合	認定者数	認知症自立度Ⅱ以上	割合
要支援1	97人	18人	18.6%	89人	13人	14.6%
要支援2	60人	10人	16.7%	65人	10人	15.4%
要介護1	132人	72人	54.5%	128人	74人	57.8%
要介護2	81人	56人	69.1%	94人	60人	63.8%
要介護3	90人	60人	66.7%	87人	61人	70.1%
要介護4	101人	82人	81.2%	105人	83人	79.0%
要介護5	80人	76人	95.0%	83人	81人	97.6%
計	641人	374人	58.3%	651人	382人	58.7%

(出典) 各年度3月末日現在(令和2年度は9月末日)の町集計認定者数(第1号被保険者のみ)

※認知症日常生活自立度については、主治医意見書に記載されている認知症日常生活自立度から集計

※認知症日常生活自立度はIからMまでであり、状態は次のとおり。

- I 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的に自立している。
- II 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思の疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。
- III 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思の疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
- IV 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思の疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- M 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

第3章 第7期計画のサービスの現状と利用状況

1 介護サービス給付の現状

第7期介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）期間中における介護保険各種サービスの利用状況について把握を行い、サービス供給に対する評価及び問題点を確認します。

なお、各サービス状況において、令和2年度分はいずれも見込数となっています。

(1) 居宅介護サービス給付の現状

居宅介護サービスは、湧別町社会福祉協議会、湧別福祉会、上湧別福祉会の社会福祉法人のほか、ドリーム・イデア、ひまわり、繋・つなぐ、柴田家具店、えんゆう農業協同組合（令和2年度介護サービス事業廃止）等がサービスを提供しています。居宅サービス提供の計画値と実績値（見込値）は表3-1のとおりです。

表3-1 居宅介護サービスの状況

区 分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	見込値	対計画比
居宅サービス									
訪問介護 (回)	34,497	27,738	80.4%	35,905	30,389	84.6%	37,448	33,742	90.1%
訪問入浴介護 (回)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
訪問看護 (回)	1,207	802	66.4%	1,207	1,027	85.1%	1,207	928	76.9%
訪問リハビリテーション (回)	0	0	-	0	4	-	0	48	-
居宅療養管理指導 (人)	26	57	219.2%	26	53	203.8%	26	58	223.1%
通所サービス									
通所介護 (回)	7,858	6,601	84.0%	8,205	5,374	65.5%	8,398	2,864	34.1%
通所リハビリテーション (回)	151	42	27.8%	144	1	0.7%	136	2	1.5%
短期入所サービス									
短期入所生活介護 (日)	4,054	4,371	107.8%	4,054	3,781	93.3%	4,054	4,278	105.5%
短期入所療養介護 (日)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
特定施設入居者生活介護 (人)	48	76	158.3%	48	85	177.1%	48	64	133.3%
福祉用具貸与 (人)	1,356	1,222	90.1%	1,416	1,205	85.1%	1,500	1,382	92.1%
特定福祉用具販売 (人)	24	18	75.0%	24	37	154.2%	24	22	91.7%
地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)	0	0	-	0	0	-	0	2	-
夜間対応型訪問介護 (人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
認知症対応型通所介護 (回)	0	0	-	0	0	-	0	42	-
小規模多機能型居宅介護 (人)	120	143	119.2%	120	126	105.0%	156	132	84.6%
認知症対応型共同生活介護 (人)	216	205	94.9%	216	214	99.1%	216	208	96.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)	720	684	95.0%	720	673	93.5%	720	708	98.3%
看護小規模多機能型居宅介護 (人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護 (回)	5,043	4,150	82.3%	5,172	6,155	119.0%	5,371	8,570	159.6%
住宅改修 (人)	24	18	75.0%	24	18	75.0%	24	18	75.0%
居宅介護支援 (人)	2,532	2,212	87.4%	2,616	2,171	83.0%	2,700	2,408	89.2%

(2) 介護保険施設サービス給付の現状

介護保険施設サービスである介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設等の計画値と実績値（見込値）は表3-2のとおりです。町内2つの介護老人福祉施設を中心とし、近隣の施設の利用があります。

表3-2 介護保険施設サービスの状況

区 分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	見込値	対計画比
施設サービス									
介護老人福祉施設 (人)	900	851	94.6%	924	881	95.3%	960	890	92.7%
介護老人保健施設 (人)	132	139	105.3%	132	154	116.7%	132	134	101.5%
介護療養型医療施設 (人)	12	12	100.0%	12	35	291.7%	12	28	233.3%
介護医療院 (人)	0	0	-	0	0	-	0	62	-

(3) 介護予防サービス給付の現状

介護予防サービスは、居宅介護サービス同様に各事業者が予防サービスを提供しています。各介護予防サービスにおける計画値と実績値（見込値）は表3-3のとおりです。

表3-3 居宅介護予防サービスの状況

区 分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	見込値	対計画比
介護予防居宅サービス									
介護予防訪問入浴介護 (人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問看護 (回)	72	103	143.1%	72	144	200.0%	72	156	216.7%
介護予防訪問リハビリテーション (人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防居宅療養管理指導 (人)	12	3	25.0%	12	0	0.0%	12	10	83.3%
介護予防通所サービス									
介護予防通所介護リハビリテーション (人)	309	203	65.7%	324	244	75.3%	349	224	64.2%
介護予防短期入所サービス									
介護予防短期入所生活介護 (日)	309	203	65.7%	324	244	75.3%	349	224	64.2%
介護予防短期入所療養介護 (日)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防特定施設入居者生活介護 (人)	24	19	79.2%	24	12	50.0%	24	12	50.0%
介護予防福祉用具貸与 (人)	660	588	89.1%	684	535	78.2%	708	514	72.6%
特定介護予防福祉用具販売 (人)	24	21	87.5%	24	16	66.7%	24	12	50.0%
地域密着型サービス									
介護予防認知症対応型通所介護 (回)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護 (人)	156	123	78.8%	156	128	82.1%	132	118	89.4%
介護予防認知症対応型共同生活介護 (人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防住宅改修 (人)	24	20	83.3%	24	15	62.5%	24	14	58.3%
介護予防支援 (人)	564	606	107.4%	588	534	90.8%	612	532	86.9%

(4) 介護サービス給付費の推移

介護サービス給付費及び介護予防給付費の総額は、平成30年度の780,955千円に対し、令和2年度は885,091千円の見込みとなっており、3年間で104,136千円、13.3ポイント増加しています。

主に、訪問介護給付費と地域密着型通所介護給付費が増加しているほか、平成30年4月に創設された介護医療院の給付費が増えています。

居宅・地域密着型・施設サービスの給付費の状況は表3-4、介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の状況は表3-5のとおりとなっています。

表 3-4 居宅・地域密着型・施設サービス給付費の状況

区 分 (単位:千円)	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	見込値	対計画比
居宅サービス									
訪問介護	119,347	95,913	80.4%	124,182	103,287	83.2%	129,598	114,729	88.5%
訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
訪問看護	7,532	4,647	61.7%	7,535	6,164	81.8%	7,535	5,959	79.1%
訪問リハビリテーション	0	0	-	0	12	-	0	0	-
居宅療養管理指導	337	400	118.7%	337	410	121.7%	337	360	106.8%
通所サービス									
通所介護	56,247	46,357	82.4%	58,387	37,974	65.0%	59,445	20,600	34.7%
通所リハビリテーション	1,278	429	33.6%	1,218	19	1.6%	1,157	0	0.0%
短期入所サービス									
短期入所生活介護	28,913	31,785	109.9%	28,926	27,935	96.6%	28,926	33,146	114.6%
短期入所療養介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
特定施設入居者生活介護	7,105	12,562	176.8%	7,108	13,516	190.2%	7,108	10,790	151.8%
福祉用具貸与	12,073	11,043	91.5%	12,545	11,656	92.9%	13,187	13,623	103.3%
特定福祉用具販売	912	635	69.6%	912	1,195	131.0%	912	928	101.8%
地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-	0	0	-	0	1,609	-
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-	0	433	-
小規模多機能型居宅介護	17,214	20,493	119.0%	17,221	20,015	116.2%	23,003	23,967	104.2%
認知症対応型共同生活介護	52,688	50,189	95.3%	52,385	52,080	99.4%	52,282	49,414	94.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	180,851	178,176	98.5%	180,932	177,323	98.0%	181,064	195,309	107.9%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	40,548	34,748	85.7%	41,750	52,303	125.3%	43,384	69,615	160.5%
住宅改修	1,708	1,597	93.5%	1,708	1,714	100.4%	1,708	1,337	78.3%
居宅介護支援	38,476	33,685	87.5%	39,825	33,804	84.9%	41,158	37,112	90.2%
介護保険施設サービス									
介護老人福祉施設	213,995	204,684	95.6%	219,737	216,744	98.6%	227,931	227,558	99.8%
介護老人保健施設	36,272	34,749	95.8%	36,288	41,084	113.2%	36,288	35,745	98.5%
介護療養型医療施設	2,781	2,751	98.9%	2,783	10,389	373.3%	2,783	6,859	246.5%
介護医療院	0	0	-	0	0	-	0	19,225	-
介護給付費合計	818,277	764,843	93.5%	833,779	807,624	96.9%	857,806	868,318	101.2%

表 3-5 介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の状況

区 分 (単位:千円)	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	見込値	対計画比
介護予防サービス									
介護予防訪問介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問看護	365	663	181.6%	365	925	253.4%	365	981	268.8%
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防居宅療養管理指導	51	19	37.3%	51	0	-	51	87	170.6%
介護予防通所サービス									
介護予防通所介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防通所リハビリテーション	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防短期入所サービス									
介護予防短期入所生活介護	1,713	1,132	66.1%	1,795	1,340	74.7%	1,937	1,203	62.1%
介護予防短期入所療養介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防特定施設入所生活介護	1,588	1,423	89.6%	1,588	754	47.5%	1,588	778	49.0%
介護予防福祉用具貸与	2,733	2,747	100.5%	2,807	2,333	83.1%	2,880	2,092	72.6%
特定介護予防福祉用具販売	661	404	61.1%	661	357	54.0%	661	624	94.4%
地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型	0	0	-	0	0	-	0	0	-
通所介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,976	5,687	71.3%	8,454	6,637	78.5%	6,971	7,281	104.4%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
住宅改修	1,631	1,348	82.6%	1,631	654	40.1%	1,631	1,337	82.0%
介護予防支援	2,536	2,689	106.0%	2,645	2,360	89.2%	2,753	2,390	86.8%
予防給付費合計	19,254	16,112	83.7%	19,997	15,360	76.8%	18,837	16,773	89.0%
総給付費(合計)	837,531	780,955	93.2%	853,776	822,984	96.4%	876,643	885,091	101.0%

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業費等の推移

従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、平成 28 年 3 月に総合事業へ移行し、同等のサービス内容（以下「基準型サービス」という。）で提供しています。

また、平成 29 年 4 月から緩和した基準による通所型サービスを提供しています。

表 3-6 介護予防・日常生活支援総合事業費の状況

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問型サービス(基準型)	利用数	(回)	2,462	2,225	1,754
	事業費	(千円)	8,759	7,923	6,429
通所型サービス(基準型)	利用数	(回)	2,465	2,470	2,368
	事業費	(千円)	11,355	10,410	11,200
生きがい対応型デイサービス(緩和型)	利用数	(回)	1,165	1,246	1,070
	事業費	(千円)	3,294	3,653	3,193

2 介護予防事業、地域支援事業及び高齢者福祉サービスの現状

各種サービスの利用状況について確認を行い、今後のサービス供給に対しての検討材料を確認します。

なお、令和2年度はいずれも見込数となりますが、新型コロナウイルス感染症への予防対策の影響から、概ね各種数値は例年と比べて減少傾向となっています。

(1) 生きがいくりの推進

1) 湧別町高齢者大学事業、ふれあいサロン事業

豊富な知識や経験を生かした地域活動やボランティア活動などの社会参加活動への機会拡充に努めるとともに、異世代と共に学び合う異世代交流事業の支援を図っています。

湧別地区、上湧別地区には、教育事業の一環としてそれぞれ同種の「高齢者大学」が開設されていましたが、受講者数が減少する中、主体的な活動を維持するため、平成30年度に2つを統合し、新たに「チューリップ生きがい大学」を組織し活動を継続しています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
チューリップ生きがい大学	実施回数	11回	10回	中止
	受講者数	886人	754人	中止
	クラブ種目数	7種目	7種目	6種目
ふれあいサロン	実施回数	112回	99回	94回
	参加者数	3,498人	2,286人	2,860人

(2) 社会参加の支援

1) 高齢者就労センター事業

近年は、登録者数が減少傾向で、就業人員も減少していますが、当事業を通して、高齢者自らの社会参加の拡大と生きがいの充実が図られています。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録者数	85人	91人	84人
就業人員(延人数)	5,888人	5,758人	5,050人

2) 老人クラブ事業

町内 23 団体の老人クラブで充実した活動が行われており、会員間の相互交流や地域を豊かにする社会活動への支援を通して、老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進しています。

3) 介護支援ボランティア事業

町内の各種ボランティア団体等に対し必要な支援を行い、地域貢献や社会参加活動を促進しています。

4) その他

高齢者を敬い、永年の勤労・公徳に感謝するとともに高齢者福祉の向上を図るため、敬老会を開催しています。

区 分		実 績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
敬老会開催状況	対象者数	1,827人	1,813人	1,917人
	出席者数	558人	534人	中止
	出席率	30.54%	29.45%	－
敬老祝金贈呈	喜寿（76歳）	142人	103人	123人
	米寿（87歳）	96人	89人	87人
	白寿（98歳）	12人	9人	15人
	100歳	3人	4人	5人
	支給者合計	253人	205人	230人

（3）介護予防の推進

1) 介護予防事業

介護予防の必要性の高い高齢者を対象として、介護予防事業を実施しています。

また、老人クラブなどを通じて、介護予防の基本的な知識を普及啓発するための講演会、介護予防に係わる人材や地域活動組織の育成・支援に努めたほか、自立支援ショートステイ事業、ヘルパーの派遣事業を実施しています。

①一般介護予防事業

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	湧別地区	上湧別地区	湧別地区	上湧別地区	湧別地区	上湧別地区
開催地区	湧別地区	上湧別地区	湧別地区	上湧別地区	湧別地区	上湧別地区
参加者数（実人数）	62人	47人	59人	51人	54人	44人
参加者男女別	男性6人・女性56人	男性2人・女性45人	男性5人・女性54人	男性1人・女性50人	男性4人・女性50人	男性3人・女性41人
参加者の状況	継続参加者56人 新規参加者6人	継続参加者30人 新規参加者17人	継続参加者53人 新規参加者6人	継続参加者36人 新規参加者15人	継続参加者51人 新規参加者3人	継続参加者34人 新規参加者10人
運動教室開催	21回	21回	19回	19回	19回	19回
予防講座開催	2回	2回	3回	3回	2回	2回
参加者数（延人数）	881人	532人	730人	595人	560人	420人
1回平均参加者数	36人	22人	33人	26人	28人	21人
参加者の平均年齢	76.3歳	75.6歳	75.4歳	75.6歳	75.8歳	75.6歳
最年長・最年少	最年長 91歳 最年少 63歳	最年長 83歳 最年少 68歳	最年長 92歳 最年少 63歳	最年長 84歳 最年少 65歳	最年長 93歳 最年少 65歳	最年長 85歳 最年少 64歳

②健康相談（血圧）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施回数	73回	69回	49回
参加者数	880人	772人	533人

③健康教育（講話）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施回数	67回	67回	48回
参加者数	883人	836人	551人

④生活管理指導員派遣事業（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが個別訪問し、住み慣れた自宅で安心して生活できるよう日常生活に必要な支援を行っています。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	1人	2人	2人
サービス回数	11回	52回	120回

⑤生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイサービス）

短期宿泊を行うことにより、生活習慣等の指導及び体調調整、家族介護者の負担軽減を図っています。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	3人	1人	1人
サービス回数	11回	3回	4回

2) 介護予防ケアマネジメント事業

訪問型サービスや通所型サービス等の総合事業の利用者に対し、ケアプランの作成など介護予防ケアマネジメント業務を行っています。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要支援1	234件	256件	246件
要支援2	131件	115件	136件
事業対象者	151件	124件	84件
合 計	516件	495件	466件

3) 介護予防・生活支援事業

①生きがい対応型デイサービス

高齢者の閉じこもりや要介護状態への進行を予防するとともに、事業を通じて生きがい活動につながっています。

なお、主に90歳以上で事業対象者と認定を受けた方は、総合事業の緩和型デイサービスの利用へ繋げています。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	87人	102人	100人
サービス回数	3,237回	3,192回	3,362回

②軽度生活援助事業

ホームヘルパーが個別訪問し生活状況等を確認、生活に支障がある場合は助言等を行うことで、住み慣れた自宅で安心して生活できるよう支援しています。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	10人	12人	10人
サービス回数	85回	84回	80回

(4) 健やかな暮らしの実現

高齢者が健やかにいきいきと暮らし続けることができるよう、高齢になる前から生活習慣の予防など、積極的な健康づくりを推進しています。

特定健診及び各種がん検診の受診率については、近年、微増で推移しているものの、全国平均よりも高い水準にあります。高齢者になっても心身ともに健康でいきいきと暮らしていくためには、若いうちから自発的に健康づくりに取り組むとともに、継続的に健診を受診し、高血圧や糖尿病などの生活習慣病や、重度化の予防対策に取り組んでいく必要があります。

現代の食生活は、肉類など脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れなどから、肥満や生活習慣病の増加などが問題となっています。令和2年3月に策定した第2期湧別町食育推進計画に基づき、町民一人ひとりが食と健康の大切さを自覚し、生涯にわたって健全な食生活を送るため、食育に関する取組みを総合的に推進する必要があります。

1) 健康相談（相談・面談・訪問）

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
個別健康相談	延べ人数	34人	86人	70人

2) 健康教育（健康測定・講話・実習）

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
集団健康教育	実施回数	33回	23回	9回
	延べ人数	396人	296人	34人

3) 健康診査（各種健診）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定健診	1,444人	1,469人	718人
胃がん検診	1,019人	963人	482人
肺がん検診	1,400人	1,363人	677人
大腸がん検診	1,379人	1,309人	710人
前立腺がん検診	446人	454人	226人
子宮がん検診	184人	183人	137人
乳がん検診	196人	204人	167人
腹部超音波検査	1,383人	1,343人	691人
エキノкокス症検診	335人	327人	112人
脳ドック検診	123人	86人	42人
肝炎検査	80人	67人	18人
ピロリ菌検査	885人	670人	83人
ヘリカルCT検診	92人	85人	85人

(5) 介護保険サービス等の充実

1) 高齢者福祉サービスの基盤整備状況

第7期における本町の高齢者福祉サービスの基盤整備状況は、平成30年8月に上湧別福祉会の特別養護老人ホーム湧愛園ちゅーりっぷの里に空床型の短期入所生活介護が開設されました。

また、令和元年10月には、一般社団法人 繋・つなぐの「リハビリ型デイサービスつなぐ」が、地域密着型通所介護事業所及び総合事業通所型サービス事業所として中湧別地区に開設しています。

さらに、令和2年4月に、上湧別福祉会の老人デイサービスセンターは、広域型通所介護から地域密着型通所介護の事業所へ指定変更しています。

現状における本町の高齢者福祉サービスの基盤整備状況は、表3-7のとおりです。

表3-7 介護サービス・介護予防サービス等の提供状況（令和2年10月現在）

○居宅サービス	指定事業所
訪問介護	湧別町社協訪問介護事業所 ホームヘルプ向日葵 訪問介護事業所オリーブ J A介護センターみどり（遠軽町） ヘルパーステーションかたつむり（遠軽町）
訪問看護、介護予防訪問看護	遠軽地域訪問看護ステーションにじ
通所介護	湧別町高齢者生活福祉センター 上湧別福祉会老人デイサービスセンター（令和2年3月31日まで） リハビリ特化型デイサービスカラダラボ遠軽（遠軽町）
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	湧別オホーツク園短期入所生活介護施設 湧別オホーツク園リラの杜短期入所生活介護（空床型） 湖水の杜短期入所生活介護（空床型） 湧愛園 湧愛園ちゅーりっぷの里短期入所生活介護（空床型）
居宅介護支援	湧別町社協居宅介護支援事業所 上湧別福祉会居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所オリーブ J A介護センターみどり（遠軽町） 居宅介護支援事業所かたつむり（遠軽町）
福祉用具貸与、 介護予防福祉用具貸与	柴田家具店
特定福祉用具貸与、 特定介護予防福祉用具貸与	柴田家具店
介護予防支援	湧別町地域包括支援センター
○地域密着型サービス	指定事業所
地域密着型通所介護	デイサービス絆 デイサービスらん リハビリ型デイサービスつなぐ 上湧別福祉会老人デイサービスセンター（令和2年4月1日から） J A介護センターみどり（遠軽町）
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム上湧別館
地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	湧別オホーツク園リラの杜 湧愛園ちゅーりっぷの里 湖水の杜
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム湖水の杜
○介護保険施設サービス	指定事業所
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム湧別オホーツク園 特別養護老人ホーム湧愛園
○介護予防・生活支援サービス	指定事業所等
訪問型サービス （介護予防訪問介護相当サービス）	湧別町社協訪問介護事業所 ホームヘルプ向日葵 訪問介護事業所オリーブ J A介護センターみどり（遠軽町） ヘルパーステーションかたつむり（遠軽町）
通所型サービス （介護予防通所介護相当サービス）	湧別町高齢者生活福祉センター 上湧別福祉会老人デイサービスセンター デイサービス絆 デイサービスらん リハビリ型デイサービスつなぐ J A介護センターみどり（遠軽町） リハビリ特化型デイサービスカラダラボ遠軽（遠軽町）
通所型サービス （基準を緩和したサービス）	湧別町社会福祉協議会（受託者）

○福祉有償運送	事業所
福祉有償運送事業	湧別町社会福祉協議会 湧別福祉会 J A介護センターみどり（遠軽町） かたつむりの会（遠軽町）
○介護保険外の高齢者施設等	事業所
ケアハウス	ケアハウス来夢
高齢者生活支援ハウス	亜麻の里
有料老人ホーム	向日葵（ひまわり） リビングケア・オリーブ
高齢者専用賃貸住宅	在宅支援型住宅湖水の杜
○介護タクシー	事業所
介護タクシー	（株）ドリーム・イデア（令和2年1月末休止） ステップ

2) 介護給付適正化事業等

①要介護認定の適正化

要介護認定の質の確保を目的とし、町内在住及び町内病院入院者の調査は、地域包括支援センターで全て行っております。町外に在住、町外病院に入院及び介護保険施設に入所（入居）している方については、委託による調査を実施しており、その調査結果について点検を行っております。

今後も、要介護認定者の増加が見込まれるため、適正化の推進を図るには、調査員の資質向上と人員確保が必要となります。

②ケアプラン点検

居宅支援介護事業所のケアプランを定期的に点検し、適正な給付の確保に努めました。

今後も、要介護認定者の増加に伴いサービス利用者の増加が見込まれるため、点検体制の充実・強化が必要となります。

③住宅改修等の点検

住宅改修の質・適正な実施の確保のため、施工前後の写真による確認のほか、地域包括支援センターによるケアマネジメント業務や総合相談・支援業務による訪問時に合わせて、現地確認による点検を行っております。

福祉用具についても、地域包括支援センター職員が、訪問等により実態の確認を行っております。

④縦覧点検・医療情報との突合

北海道国民健康保険団体連合会への委託により実施し、医療給付と介護給付の整合性を図っております。

⑤介護給付費通知

北海道国民健康保険団体連合会への委託により、利用した介護サービスの種類、回数、利用者負担額等を記載した介護給付費通知を、年2回に分けて通年分をサ

ービス利用者に通知しています。

⑥給付実績の活用

北海道国民健康保険団体連合会から提供される給付実績を活用して点検を行い、適正な給付の確保を図っています。

3) 医療と介護の連携

地域で包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に享受できる体制整備を図るため関係機関等との連携に努めています。

病院から在宅へ在宅から病院へ等、患者の状態に合わせて適切な医療・介護を提供できるよう、情報共有の仕組みづくりや体制整備の強化を図っていく必要があります。

(6) 安心して暮らせる生活支援

1) 寝たきり老人等介護手当助成事業

自宅に寝たきりとなっている老人等の福祉増進を図るとともに、その介護者の経済的及び精神的負担の軽減を図っています。

2) 寝たきり高齢者等紙おむつ購入費助成事業

在宅の寝たきり高齢者等へ紙おむつ購入費用の一部を助成することにより、寝たきり高齢者等を介護する世帯の経済的負担の軽減を図っています。

3) 高齢者用歩行車購入助成事業

虚弱な高齢者の屋外生活を助長し、健康な体づくり及び寝たきり予防のため、屋外用歩行車の購入をする者に対して、購入に必要な経費を助成しています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
寝たきり老人等介護手当助成事業		7人	13人	12人
高齢者等紙おむつ購入費助成事業	利用者数	38人	54人	49人
	支給延件数	129件	188件	171件
高齢者用歩行車購入助成事業		23件	19件	21件

4) 緊急通報システム事業

急病及び災害等緊急の事態等の発生に備え、在宅の高齢者及び身体障害者に緊急通報用電話機を貸与し、民間の高齢者緊急情報センターと電話回線で接続することで、迅速かつ正確な救急体制のもと高齢者等の生活不安の解消及び人命の安全を確保し、福祉の増進を図っています。

区 分	平成31年度	令和元年度	令和2年度
年度末延設置台数	127台	134台	137台

5) 給食サービス事業（社会福祉協議会補助事業）

高齢で食事を作るのが困難な方に対し給食の宅配を行っており、利用者の健康維持に努めるとともに、宅配を通じて利用者の安否確認、配達ボランティアとのふれあいを図っています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
給食サービス	実利用者数	82人	74人	70人
	サービス回数	4,680食	4,881食	5,580食

6) 介護サービス等利用者負担額助成事業

介護保険法による在宅介護サービス等利用する低所得者に対し、利用者負担額の2分の1の助成を行い、在宅介護の推進を図るとともに、経済的負担の軽減を図っています。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
助成人数	194人	185人	184人
助成額	6,563,403円	6,324,706円	6,690,816円

7) 障がい者控除認定事業

高齢による寝たきりや重度の認知症などで複雑な介護を要し、日常生活に支障がある高齢者に対する税法上の障害者控除について、申請に基づき、対象者の身体状況等の生活自立度を確認・審査し、「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定書発行件数	16件	13件	15件

(7) 住み慣れたまちで暮らしを支える

1) 高齢者用住宅

高齢者生活支援ハウス、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅及び公営住宅等、高齢者に相応しい住まいについては、地域におけるニーズに応じて、入居者が安心して暮らすことができるよう適正な整備及び運営がなされています。

区 分	施設数	入居定員
高齢者生活支援ハウス	1カ所	12人
軽費老人ホーム	1カ所	30人
有料老人ホーム（住宅型）	2カ所	39人
高齢者専用賃貸住宅	1カ所	5人

2) 外出支援サービス事業（移送サービス）

公共の交通機関等を利用することが困難な高齢者等に対して、機能訓練、通院等の送迎のための交通手段を提供しています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
外出支援サービス事業	実利用者数	3人	5人	4人
	サービス回数	312回	254回	180回

3) 高齢者等さわやか住宅改造補助事業

低所得者世帯の高齢者等が住宅での生活を営む上で、必要となる住宅改造に対し補助を行い、より快適な住環境の整備及び在宅福祉の増進を図っています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
さわやか住宅改造補助事業	実利用者数	2人	3人	1人
	助成額	336,000円	32,466円	22,000円

4) 高齢者バス通院費助成事業

バスによる通院等を余儀なくされている高齢者に対し、費用の一部を助成し、生活の安定や健康の増進及び社会参加の促進を図っています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者バス通院費助成事業	実利用者数	745人	718人	725人
	サービス回数	15,552回	15,104回	13,610回

5) 高齢者外出支援ハイヤー料金助成事業

歩行困難でハイヤーによる通院又は買い物等を余儀なくされている高齢者に対し、費用の一部を助成し、生活の安定や健康の増進及び社会参加の促進を図っています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
外出支援ハイヤー料金助成事業	実利用者数	336人	335人	314人
	サービス回数	23,489回	21,250回	21,525回

6) 除雪サービス（社会福祉協議会補助事業）

自ら除雪が困難な高齢者世帯等に対し、冬期間における積雪による生活通路の確保のため除雪支援を行い、積雪時の緊急避難路を確保するとともに、生活の利便と在宅福祉の増進を図っています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
除雪サービス	実利用者数	107世帯	114世帯	120世帯
	サービス回数	1,048回	875回	1,200回

7) 介護職員研修費助成事業

高齢者が安心して地域で生活できるよう地域住民が介護に関する知識・技術を身につけ、介護サービス事業所や地域社会で活躍することを支援するため、介護資格を取得するための研修経費の一部を助成し、介護に従事する人材の確保及び地域社会の介護力の向上を図っています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護職員研修費助成事業	実利用者数	1人	5人	3人
	助成額	100,000円	500,000円	300,000円

8) 外国人介護人材育成支援奨学金給付事業

地域の介護福祉施設で活躍できる人材を育成するため、外国人介護福祉人材育成支援協議会と連携し、介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し奨学金を給付し、介護人材の確保を図っています。

(8) 支えあうネットワークづくり

1) 地域包括支援センター運営事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護予防支援事業のほか、総合的な相談窓口として包括的かつ継続的支援に努め、地域包括ケアを推進しています。

【職員体制】 所長 1名 次長 1名 保健師 3名

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護予防ケアプラン作成	予防給付	612件	578件	700件
	総合事業	516件	495件	460件
	計	1,128件	1,073件	1,160件
総合相談事業		704件	826件	850件
権利擁護事業		4件	0件	2件

また、地域包括支援センターが中心となって地域ケア会議を開催し、地域課題の集約、情報交換や協働体制の促進及び個別事例の課題解決等を図っています。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域ケア会議	12回	11回	10回

2) 地域福祉活動への支援と協働

社会福祉協議会が実施する「ふれあい食事会」や「ふれあい散策会」等の地域住民による多様な地域福祉活動への支援と協働を推進しています。

3) 認知症対策

認知症の人が地域で自立した日常生活を送ることができる地域づくりのため、認知症サポーターの養成を通じて、認知症に関する理解促進や相談先の周知等に取り組んでいます。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施回数	2回	0回	2回
養成人数	38人	0人	30人

4) 見守り支援

一人暮らしや高齢者世帯などの生活支援のため、地域包括支援センター等による訪問又は電話などを行い、相談や生活支援を行っています。

自治会、民生委員、福祉委員、関係機関等と連携を図り、見守り体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を図っています。

①要援護者支援システム

要援護者支援システムに地図情報システム（GIS）を導入し、要援護者情報の登録及び提供を視覚的に捉え、迅速な支援体制を構築しています。

システムを活用し、日常の見守り活動や災害時の要援護者情報の提供並びに避難支援を行っています。

②孤独死対策

訪問又は電話などによる健康状態等の確認などの日常的な見守り、生活支援や介護サービスによる見守りなどが行われています。

また、コープさっぽろ（トドック）、遠軽信用金庫、郵便局、セブンイレブン及び町内の各新聞販売店と「高齢者等の見守り協定」を締結し、支援の必要な住民の見守り活動を行っています。

このほか、自治会、民生委員及び福祉委員など関係機関とも連携して、孤独死や地域からの孤立状態などの防止に取り組んでいます。

（9）相談援助体制の充実

総合相談支援業務、消費に関する相談と啓発、成年後見制度利用支援事業、養護老人ホーム入所措置事業及び権利擁護業務など、各種相談に対する支援を行っています。

第4章 高齢者実態調査について

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査概要

1.目的	第8期介護保険事業計画策定にあたり、高齢者の状況等を把握・集計することにより、地域のニーズを客観的に把握し、生活支援の充実・高齢者の社会参加・支え合いづくり・介護予防の推進のために必要な社会資源の把握、総合事業の進捗管理や事業評価のため実施しました。
2.対象者	令和2年4月1日現在、町内に住所を有する65歳以上の者 ※ただし、要介護1～5の認定者、特別養護老人ホーム及びグループホーム等施設入所者は除く。
3.対象者数	2,869人（前回 2,937人）
4.調査項目	国指針に準じた必須項目35問及びオプション項目29問（記名式）
5.実施方法	調査票を郵送し、返信用封筒による郵送で回収
6.実施年月日	令和2年5月20日から令和2年6月12日まで

(2) 回収結果

調査票回収数	2,260人（前回 2,339人）
調査票回収率	78.8%（前回 80.0%）
うち、要支援者及び事業対象者 回収数・回収率	156人（前回 151人）・ 83.4%（前回 84.4%）

(3) 考察結果

家族構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が42.1%と最も多く、「1人暮らし」は21.9%、「息子・娘との2世帯」は16.5%、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳未満）」は3.8%となっています。

介護・介助の必要性は、「現在、何らかの介護を受けている」が5.6%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が8.2%となっており、何らかの介護・介助が必要な人は、合計13.8%となっています。

介護・介助者は、「配偶者（夫・妻）」が 21.1%と最も多く、次いで、「息子」が 18.9%、「介護サービスのヘルパー」が 18.3%となっています。

現在の暮らしの状況は、「大変苦しい」が 2.0%、「やや苦しい」が 15.1%となっており、経済的に苦しいと感じている人は、合計で 17.1%と全体の 2 割弱となっています。

住居形態は、「持家（一戸建て）」が 85.4%と圧倒的に多く、次いで、「公営賃貸住宅」が 6.9%となっています。

地域住民の有志によって健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向は、「参加してもよい」が 38.8%と最も多く、「既に参加している」4.6%、「是非参加したい」4.5%と合わせると、参加意向がある人は 47.9%となっています。

一方、企画・運営としての参加意向は、「参加してもよい」25.1%、「是非参加したい」1.8%、「既に参加している」3.4%を合わせると、30.3%となっています。

現在治療中または後遺症のある病気は、「高血圧」が 25.2%と最も多く、次いで「ない」が 10.1%、「糖尿病」が 9.2%となっています。

また、高齢者の日常生活で必要となる機能（生活機能）の状態を確認する生活機能評価については、「運動器機能の低下」のリスクがある人は 16.3%（368 人）、

「閉じこもり傾向」のリスクがある人は 36.4%（826 人）、「認知機能の低下」のリスクがある人は 48.4%（1,096 人）となっています。

老研式活動能力指標に基づく「手段的自立度（IADL）」の評価結果では、低下者は 6.3%（140 人）となっています。

総括として、年齢とともに衰えていくことなどへの不安や足腰の痛みなど生活に支障をきたすことが増え、また、1 人暮らしの高齢者も増えていくことから、介護予防事業の普及や住民主体による通いの場の確保及び参加促進等の取組みが大変重要と言えます。

2 在宅介護実態調査

(1) 在宅介護実態調査概要

1.目的	第 8 期介護保険事業計画策定にあたり、要介護認定者等高齢者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続に効果的なサービス利用などを把握・集計するため実施しています。
2.対象者	町内に住所を有する本町介護保険被保険者のうち、在宅で要支援・要介護認定を受けている方で、要介護認定更新者又は区分変更申請者 ※町内外介護保険施設入所者、グループホーム上湧別館入所者、医療機関に入院している者、町内に居住していない者は除く。

3.調査項目	国指針に準じた必須項目9問
4.実施方法	認定更新又は変更申請の認定調査時に、調査員が聞き取り調査
5.実施年月日	令和2年4月から9月まで

(2) 回収結果

調査票回収数	86人(前回173人)
調査票回収率	100%(前回72.7%)

(3) 考察結果

コロナウイルス感染症の影響もあり訪問調査数が減少したため、前回結果を大幅に下回りました。

また、調査方法は訪問に合わせた調査依頼及び回収としたため回収率は100%となりました。

回答者の世帯タイプの割合については、単身世帯が27.9%、夫婦のみ世帯が19.8%、その他が52.3%となりました。

主な結果として、家族や親族の方から介護を受けている割合は、65.1%が家族等から介護を受けている結果であり、単身世帯でも45.8%は家族等から介護を受けています。

主な介護者の年齢については、「60代」が35.7%と最も多く、「70代以上」でも37.5%となっており、介護者の高齢化がうかがえます。

介護のための離職の有無では、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」8.9%(5人)となっています。施設等への入所・入居の検討状況については、「検討していない」が40.7%であり、住み慣れた在宅での生活を希望している事がうかがえます。

主な介護者については、41.1%が仕事をしており、働き方の調整をしている方は65.2%となっています。また、8.7%の方は働いていくのが難しいとの回答でした。

介護者が不安に感じている介護については、「外出の付き添い、送迎等」が32.1%、「入浴・洗身」が30.4%、「認知症への対応」26.8%となっています。

総括として、老老介護の増加や在宅での生活の希望、ホームヘルパーのサービス需要が増えていくことが予想されますので、介護サービス基盤の充実・安定が大変重要と言えます。

第5章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

総人口が減少していく一方で、高齢化はさらに進展し、介護を支える人材不足が懸念される中、高齢者のライフスタイルや生活意識は多様化し、福祉ニーズ等もさらに複雑化していくことが予想されます。

高齢期を迎えても、それぞれが豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、互いに助け合い支え合う、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

また、今後も要介護者の増加が見込まれるため、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して長く生活していくことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供され、高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の構築に向けて引き続き取組みを進め、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

このことから、第8期の基本理念は、「第2期湧別町総合計画」に定められた分野別大綱の社会福祉分野の基本理念「健やかにいきいきと暮らせるぬくもりのあるまちづくり」を基礎とした第7期計画を踏襲するものとし、次のとおりとします。

(基本理念)

「地域みんなが支え合い

いつまでも自分らしく暮らせる まちづくり」

2 基本目標

第8期計画においては、「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう次のとおり取り組んでいきます。

(1) いきいき暮らす（元気な高齢者への施策）

生きがいの推進、社会参加の支援など、高齢者が生きがいを持ち、積極的に自らの経験と知識を活かし、役割を果たして暮らしていけるまちづくりをめざします。

(2) 元気に暮らす（介護が必要となるおそれのある高齢者への施策）

介護予防の推進、健やかな暮らしの実現など、高齢者が健やかで、はつらつと生きるため、積極的に介護予防を推進します。

(3) 安心して暮らす（介護が必要な高齢者への施策）

介護保険サービス等の充実、安心して暮らせる生活支援など、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や家庭で安心して生活が送れるように、保健・福祉及び介護サービスの充実に努めます。

(4) 支えあって暮らす（身体状況等を問わない高齢者全般への施策）

住み慣れたまちでの暮らしを支える、支えあうネットワークづくり、相談援助体制の充実など、高齢者が、尊厳を持ちながら住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けられるように、相談体制を充実し、地域全体で支えあう体制づくりやまちづくりを推進します。

3 重点項目

計画の基本的な考え方、高齢者を取り巻く状況、高齢者のニーズを踏まえ、基本理念に沿って、次の内容を重点に第8期計画を実践します。

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者がある有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止するため、自立支援・介護予防に関する普及啓発、地域ケア会議の多職種連携による取組みの推進、地域包括支援センターの強化、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加を推進します。

(2) 日常生活を支援する体制の整備

多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成等を通じ、生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図ります。

(3) 人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上

「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を安定的に確保するため、総合的な取組みを推進します。

加えて、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいきます。

(4) 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の人やその家族の意見も踏まえながら、認知症施策を推進します。

① 認知症への理解を深めるための普及・啓発

認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、

認知症の人本人からの発信支援

② 予防

認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」の取組みの推進

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

ア 医療・ケア（早期発見・早期対応）

早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上や連携の強化を推進

イ 介護サービス

適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上のための取組みを推進

ウ 介護者への支援

介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症カフェ等の取組みを推進

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

ア 認知症バリアフリーの推進

- ・ 生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らす取組みを推進
- ・ 認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等の支援につなげる仕組みの構築、成年後見制度の利用促進など地域における支援体制の整備を推進

イ 若年性認知症の人への支援

若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人への支援を推進

ウ 社会参加支援

地域支援事業の活用等により、認知症の人の社会参加活動を促進

（５）地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に推進するため、地域包括支援センターが中心となって、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を整備するとともに、地域ケア会議の開催を通じて、地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

（６）効果的・効率的な介護給付の推進

地域の実情やこれまでの取組みを踏まえ、今後の介護給付の適正化に向けた具体的な取組み内容及び実施方法とその目標等を定めるとともに、国民健康保険団体連合会の適正化システム等を活用しながら、道と協力して給付適正化の一層の推進に取り組めます。

(7) 災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、道や介護事業所と連携し、災害・感染症対策に取り組めます。

- ①介護事業所等と連携し、防災や感染症対策の周知啓発、研修、訓練の実施
- ②防災担当課と連携し、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資の備蓄・調達体制の整備
- ③道や関係団体と連携し、災害や感染症対策に係る支援・応援体制の整備、ICT を活用した業務のオンライン化の推進

第6章 目標年度までの計画の基本方向

1 推計人口等

(1) 推計人口

ここでは、本計画の目標年次となる令和3年度から令和5年度に加え、令和7年度及び令和22年度の総人口と第1号被保険者数について推計します。

人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」の値を利用し推計しました。

本町における、各年度の推計総人口は、表6-1に示すとおり、令和3年度8,262人から令和5年度7,943人と減少し、65歳以上の第1号被保険者数も、令和3年度3,335人から令和5年度3,278人と減少しますが、高齢化率は令和3年度40.4%から令和5年度41.3%と0.9ポイント増加します。

また、令和7年度から令和22年度かけて総人口は、7,623人から5,466人と大幅な減少傾向を示し、65歳以上の第1号被保険者数も減少しますが、高齢化率は、総人口の減少に伴い上昇し、48.9%と50%に迫る推計となっています。

表6-1 推計人口と第1号被保険者数

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総人口	8,262人	8,103人	7,943人	7,623人	5,466人
第1号被保険者	3,335人	3,304人	3,278人	3,221人	2,674人
65～74歳	1,409人	1,368人	1,331人	1,255人	915人
75～84歳	1,151人	1,153人	1,156人	1,158人	896人
85歳以上	775人	783人	791人	808人	863人
第2号被保険者 (40～64歳)	2,627人	2,572人	2,516人	2,405人	1,649人
高齢化率	40.4%	40.8%	41.3%	42.3%	48.9%

(出典) 総人口：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

(2) 高齢者等のいる世帯の推計

本計画の目標年次の内、令和5年度、令和7年度及び令和22年度の高齢者等のいる世帯の状況等について推計します。

総世帯数は、人口減少に合わせて減少しますが、65歳以上の親族のいる世帯数は、令和2年で総世帯数の半数以上あり、総世帯に占める割合も年々増加する見込みです。また、65歳以上の親族のいる世帯のうち、夫婦のみ世帯と単身世帯も年々増加する推計となっています。

表 6-2 世帯状況の推移

区 分		令和2年	令和5年	令和7年	令和22年
総世帯数		4,078世帯	4,031世帯	3,941世帯	3,546世帯
65歳以上の親族のいる世帯数		2,342世帯	2,394世帯	2,392世帯	2,518世帯
	総世帯に占める割合	57.4%	59.4%	60.7%	71.0%
	夫婦のみ世帯数	645世帯	665世帯	666世帯	720世帯
	総世帯に占める割合	15.8%	16.5%	16.9%	20.3%
	65歳以上世帯に占める割合	27.5%	27.8%	27.8%	28.6%
	単身世帯数	984世帯	1,072世帯	1,111世帯	1,504世帯
	総世帯に占める割合	24.1%	26.6%	28.2%	42.4%
	65歳以上世帯に占める割合	42.0%	44.8%	46.4%	59.7%
	その他	713世帯	657世帯	615世帯	294世帯
	総世帯に占める割合	17.5%	16.3%	15.6%	8.3%
	65歳以上世帯に占める割合	30.4%	27.4%	25.7%	11.7%

(出典) 令和2年：10月1日現在住民基本台帳、令和5年～22年：町独自推計

2 要介護者等の推計

本計画の目標年次となる令和3年度から令和5年度に加え、令和7年度及び令和22年度における要支援・要介護者数を推計し、特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所する要介護者、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護等の居住系サービス利用の要支援・要介護者及び在宅の要支援・要介護者それぞれについて、以下のとおり推計します。

(1) 要介護者等の出現数の推計

本町の65歳以上人口に対する要支援・要介護者数の出現率及び介護予防事業及び予防給付による効果を見込み、以下のとおり推計しました。

表 6-3 要支援・要介護度別人数の推移

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
第1号被保険者数	3,335人	3,304人	3,278人	3,221人	2,674人
要支援者	157人	158人	158人	158人	150人
要支援 1	96人	96人	96人	96人	90人
要支援 2	61人	62人	62人	62人	60人
要介護者	475人	480人	482人	483人	491人
要介護 1	131人	130人	130人	131人	128人
要介護 2	77人	79人	78人	79人	79人
要介護 3	89人	91人	93人	91人	96人
要介護 4	98人	99人	98人	100人	103人
要介護 5	80人	81人	83人	82人	85人
認定者数	632人	638人	640人	641人	641人
認定率	19.0%	19.3%	19.5%	19.9%	24.0%

(2) 認知症高齢者数の推計

本町の要介護認定者に対する認知症自立度Ⅱ以上の出現率及び認知症総合推進事業による効果を見込み、以下のとおり推計しました。

表 6-4 認知症高齢者数の推移

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援・要介護認定者数	632人	638人	640人	641人	641人
認知症自立度Ⅱ以上の人数	373人	379人	382人	388人	424人
割合	59.0%	59.4%	59.7%	60.5%	66.1%

※要支援・要介護認定者数は第1号被保険者のみ

※認知症日常生活自立度

- I 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的に自立している。
- II 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思の疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。
- III 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思の疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
- IV 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思の疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- M 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(3) 介護保険施設入所及び居住系サービス利用の要介護者等の推計

介護保険の対象となる介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所者、介護老人保健施設入所者、介護療養型医療施設入所者及び介護医療院入所者を把握するとともに、居住系サービスである特定施設入居者生活介護サービス利用者、地域密着型認知症対応型共同生活介護利用者、地域密着型特定施設入居者生活介護利用者及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用状況を踏まえ、令和3年度から令和5年度、令和7年度及び令和22年度の介護保険施設入所及び居住系サービス利用の要介護者等の数を以下のとおり推計しました。

表6-5 介護保険施設入所者及び居住系サービス利用者の推計

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
第1号被保険者数	3,335人	3,304人	3,278人	3,221人	2,674人
要支援者	1人	1人	1人	1人	1人
要支援 1	1人	1人	1人	1人	1人
要支援 2	0人	0人	0人	0人	0人
要介護者	174人	174人	174人	179人	184人
要介護 1	6人	6人	6人	6人	6人
要介護 2	13人	13人	13人	13人	13人
要介護 3	39人	39人	39人	40人	42人
要介護 4	57人	57人	57人	59人	60人
要介護 5	59人	59人	59人	61人	63人
認定者数	175人	175人	175人	180人	185人
第1号被保険者に対する割合	5.2%	5.3%	5.3%	5.6%	6.9%

(4) 在宅の要介護者等の推計

令和3年度から令和5年、令和7年度及び令和22年度における各年度の要介護者数から、各年度における介護保険施設入所及び居住系サービス利用の要介護者等の数を減じて以下のとおり居宅の要介護者等を推計しました。

表 6-6 在宅の要介護者等の推計

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
第1号被保険者数	3,335人	3,304人	3,278人	3,221人	2,674人
要支援者	156人	157人	157人	157人	149人
要支援 1	95人	95人	95人	95人	89人
要支援 2	61人	62人	62人	62人	60人
要介護者	301人	306人	308人	304人	307人
要介護 1	125人	124人	124人	125人	122人
要介護 2	64人	66人	65人	66人	66人
要介護 3	50人	52人	54人	51人	54人
要介護 4	41人	42人	41人	41人	43人
要介護 5	21人	22人	24人	21人	22人
認定者数	457人	463人	465人	461人	456人
第1号被保険者に対する割合	13.7%	14.0%	14.2%	14.3%	17.1%

第7章 高齢者保健福祉サービス及び介護保険事業の充実

1 生きがいくりの推進

高齢者が生きがいを持ちさまざまな活動に参加することは、高齢化が進む地域社会の活性化や高齢者の介護予防にとって重要です。

高齢になっても、趣味や学習、スポーツ、レクリエーションなどを通じ、一人ひとりが生きがいのある充実した生活を送ることができるよう支援するとともに、身近なところでの居場所づくりや世代を超えた交流を促進することで、いきいきと暮らせる地域社会の形成を図ります。

(1) 高齢者大学の開設（生涯学習事業）

健康で生きがいのある充実した生活を支援するための学習活動の場として「チューリップ生きがい大学」を開設し、引き続き、健康・医療・生きがいなど高齢者の要望に合わせた魅力ある学習内容の充実や多くの仲間を楽しむクラブ活動を奨励するとともに、これらの活動成果を発表する機会を提供します。

指標 7-1 高齢者大学の実施回数・クラブ活動種目数

第7期計画実績	第8期計画目標値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者大学 10回	高齢者大学 10回	高齢者大学 10回	高齢者大学 10回	高齢者大学 10回
クラブ活動 7種目	クラブ活動 6種目	クラブ活動 6種目	クラブ活動 6種目	クラブ活動 6種目

また、豊富な知識や経験を生かした地域活動やボランティア活動などの社会参加活動への機会拡充に努めるとともに、異世代と共に学び合う異世代交流事業の支援を推進していきます。

(2) ふれあいサロン事業（社会福祉協議会事業）

主に、高齢者を対象とした自由に参加できる交流の場として「ふれあいサロン」を実施します。各地域においてサロン活動を実施し、その中で、高齢者の生きがいの創出と介護予防への取組みを行うことで、住み慣れた地域において、明るく元気に長く過ごすことのきっかけづくりとなることを目的とします。

また、世代を問わず地域住民同士の繋がりを深め、近隣での支え合いを育む地域づくりを推進していきます。

2 社会参加の支援

自らの経験を生かして活躍する場を持つことは、高齢者の生きがいのひとつになり、介護予防の観点からも重要です。また、高齢化が進む中、高齢者はサービスの受け手としてだけでなく、サービスの担い手としての役割も期待されます。高齢者の長年の勤労・公德に敬意を払うとともに、これまで培ってきた知識や技術を生かし、地域

社会に貢献できるよう、就労やボランティア活動などのさまざまな活動に参加し、地域社会をつくり支える担い手として活躍できる機会の充実を図ります。

(1) 高齢者就労センター事業

高齢者就労センターの活動を支援し、高齢者の豊富な経験や技術を生かした就業機会を確保するとともに、高齢者が自らの社会参加の拡大と生きがいの充実を図っていきます。また、高齢者の就業機会の確保等の活動を支援します。

(2) 老人クラブ

本町には、各地区の老人クラブが23団体（令和2年度末現在）、老人クラブ連合会が1団体あり、高齢者が自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動が行われていることから、今後も老人クラブの活動を支援していきます。

(3) ボランティア団体の支援

各種ボランティア団体等による活動が行われており、今後においても地域貢献や社会参加活動を促進し、支援を行っていきます。

3 介護予防の推進

自立した生活を送るためには、要介護状態の悪化を防ぐことが重要です。

要支援・要介護状態になる可能性が高い高齢者を把握し、一人ひとりの状況に応じた心身機能の改善を目指して、介護予防・重度化防止への取組みをより一層推進します。

また、介護予防やフレイル予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、高齢者の主体的な参加により、地域において介護予防に関する自主的な活動が行われるよう推進します。

(1) 介護予防事業

介護予防やフレイル予防に関する基本的な知識普及啓発のため、高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう情報提供を行います。

また、要支援・要介護状態となることを未然に防ぐため、地域支援事業を推進し、自立した生活が確保できるよう日常生活を営むうえで必要な生活支援・介護予防サービスの提供・充実に努めます。

①老人クラブ健康教室

健康づくり推進のため、町内23団体の老人クラブ定例会へ出向き、年間3回の健康教室を開催します。

②一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域において専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組みにより、介護予防を推進します。

1) 介護予防把握事業

地域の住民や関係機関等から効果的かつ効率的に収集した情報を活用し、自宅での閉じこもりやうつ病、栄養不足など何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげます。

2) 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識普及を目的としたパンフレットの作成や講座、運動・栄養・口腔等に係る介護予防教室の開催を通じ、住民個々が主体的な介護予防活動に取り組めるように支援します。

3) 一般介護予防事業評価事業

本計画において定める一般介護予防事業が適切かつ効率的に実施されているかどうか、目標値の達成状況等の検証を通じて実態を把握し、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図ります。

指標 7-2 一般介護予防事業の実施回数・参加者延数

第7期計画実績	第8期計画目標値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催場所 2カ所	開催場所 2カ所	開催場所 2カ所	開催場所 2カ所	開催場所 2カ所
運動教室 各23回	運動教室 各22回	運動教室 各22回	運動教室 各22回	運動教室 各22回
予防講座 各1回	予防講座 各2回	予防講座 各2回	予防講座 各2回	予防講座 各2回
参加延数 1,250人	参加延数 1,400人	参加延数 1,400人	参加延数 1,400人	参加延数 1,400人

(2) 介護予防ケアマネジメント事業

総合事業において、要支援者及び基本チェックリストにより事業対象者と判断された方に対し、高齢者の自立支援を目的として、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、基準型サービスや生きがい対応型デイサービス（緩和）を包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行っていきます。

(3) 介護予防・生活支援事業

高齢者等が、介護が必要な状況に陥ることなく、自立した生活が確保できるようにするため、日常生活を営むうえで必要な介護予防・生活支援サービスの提供に努めます。

① 生きがい対応型デイサービス事業

要介護状態への進行を防止するため、日常動作訓練、趣味活動、日常生活習慣の指導等を行います。

② 軽度生活援助事業

独居老人等が自立した日常生活の継続が可能となるよう、要介護状態等への

進行を防止するため、日常生活上の軽易な支援及び訪問又は電話により健康状態等の確認を行います。

③生活管理指導員派遣事業（ホームヘルプ）

要介護状態等への進行を防止するため、居宅に生活管理指導員を派遣し、家事援助等の生活支援、指導等を行います。

④生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

要介護状態等への進行を防止するため、町内の特別養護老人ホームの空きベッドを利用して短期宿泊を行うことにより、生活習慣等の指導及び体調調整を行うとともに、家族介護者の負担を軽減します。

4 健やかな暮らしの実現

高齢者が健やかにいきいきと暮らし続けることができるよう、高齢になる前から生活習慣の予防など、積極的な健康づくりを推進することが必要です。

生活習慣病を予防し、自立した生活を助長することで認知症や要介護状態になることを防ぎ、健康寿命の延伸を図る事業の推進に努めます。

(1) 健康づくりに関する情報の提供

町の広報やホームページなどにおける情報提供を通じて、健康づくりを推進します。

(2) 特定健診・がん検診の実施

特定健診・がん検診を実施し、生活習慣病やがんの早期発見に努めます。また、健（検）診結果に基づく保健指導を実施します。

(3) 健康相談

気軽に健康についての相談ができ、家庭における健康管理に役立てることを目的として、保健師や管理栄養士による健康相談を実施しています。

引き続き、健康相談の充実に努め、また、必要に応じ訪問等による健康相談も実施していきます。

(4) 健康教育

健康の保持増進や生活習慣病の予防に関し、正しい知識の普及を図ることを目的に、「健康づくり」や「生活習慣病」などの健康教育を実施しています。

引き続き、健康教育を実施し、健康づくりの普及、啓発に努めます。

5 介護保険サービス等の充実

要介護状態等になっても、質の高い必要なサービスが利用できるよう、介護人材の確保・育成、業務の効率化及び質の向上を図り、介護サービス基盤の安定・充実に努めます。

また、医療ニーズの高い高齢者の増加に伴い、医療と介護の両方を必要とする状態

の高齢者が、地域で包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に享受できるよう「在宅医療・介護連携」を図るとともに、質の高い介護サービスを利用者自らが選択できるように、相談・情報提供の充実を図り、サービス提供事業者への指導・助言をはじめ、サービスの適正な提供を促し、介護サービスの質の向上と利用者本位のサービス提供を推進します。

(1) 介護サービス提供体制の整備

第7期計画では、町内4地区の介護サービス基盤を中心とした医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるサービス提供体制の充実を図りました。

第8期計画においても、これまでのサービス提供体制を基盤とし、要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるため、より一層、地域密着型等による身近なサービス提供の充実を図ります。

表 7-1 【地区別人口・高齢化率】

地 区	令和2年度			平成29年度 高齢化割合	内特養施設 入所者数
	人 口	65歳以上	高齢化割合		
湧別地区	3,104人	1,081人	34.8%	32.2%	60人
芭露地区	824人	347人	42.1%	41.8%	20人
中湧別地区	2,673人	1,072人	40.1%	37.9%	-
上湧別地区	1,889人	822人	43.5%	41.8%	60人
計	8,490人	3,322人			

(資料：10月1日住民基本台帳数値)

(2) 介護保険サービス

第8期における介護給付の必要サービス量について、第7期の給付実績及び見込額を基に、国の推計ソフトを用いて算出しました。

介護給付の必要量については、居宅介護サービス、地域密着型サービス、住宅改修、居宅介護支援及び介護保険施設サービス及び高額介護サービス費等その他給付費の推計を行いました。

1) 居宅介護サービスの必要量

高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことを支援するため、居宅介護サービスの必要量を見込んでいます。

居宅サービスの利用者は、今後も増加傾向との見込みから必要量を推計しました。

① 訪問介護

町内で訪問介護サービスを提供している事業所は3カ所あり、今後も利用者は増加傾向と見込んでいます。

表 7-2-1 訪問介護の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	103人	110人	114人
サービス必要量 (年)	27,738回	30,389回	34,373回

表 7-2-2 訪問介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	113人	115人	114人
サービス必要量 (年)	33,972回	34,774回	34,531回

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

第7期において利用実績はありませんでした。入浴サービスについては通所介護及び短期入所生活介護等でのサービス供給が可能なおことから、第8期においても必要サービス量は見込んでいません。

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護の提供主体である「遠軽地域訪問看護ステーションにじ」の出張所がJ A ゆうゆう厚生クリニック内にあり、今後もサービス必要量は増加傾向と推計しました。

表 7-3-1 訪問看護の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	14人	19人	22人
サービス必要量 (年)	802回	1,027回	992回
サービス利用者数 (介護予防) (月)	2人	3人	3人
サービス必要量 (介護予防) (年)	103回	144回	144回

表 7-3-2 訪問看護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	22人	22人	22人
サービス必要量 (年)	992回	992回	992回

表 7-3-3 介護予防訪問看護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	3人	3人	3人
サービス必要量 (年)	144回	144回	144回

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

町内には、訪問リハビリテーションの提供主体はありませんが、町外での利用者を想定し、第7期の利用実績から必要サービス量を見込んでいます。

表 7-4-1 訪問リハビリテーションの実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	0人	0.1人	1人
サービス必要量 (年)	0回	4回	24回
サービス利用者数 (介護予防) (月)	0人	0人	0人
サービス必要量 (介護予防) (年)	0回	0回	0回

表 7-4-2 訪問リハビリテーションの必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	1人	1人	1人
サービス必要量 (年)	24回	24回	24回

表 7-4-3 介護予防訪問リハビリテーションの必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	0人	0人	0人
サービス必要量 (年)	0回	0回	0回

⑤通所介護

町内には、第7期当初は広域型の通所介護サービスを提供している事業所が2カ所ありましたが、令和2年度に1事業所が地域密着型サービスへ移行しているため、当該年度の利用実績に基づき推計しました。

表 7-5-1 通所介護の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	87人	67人	43人
サービス必要量 (年)	6,601回	5,374回	2,810回

表 7-5-2 通所介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	43人	43人	43人
サービス必要量 (年)	2,810回	2,810回	2,810回

⑥居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

町内には、居宅療養管理指導の提供主体が1事業所あることや、町外での利用者も想定し、第7期の利用実績から必要サービス量を見込みました。

表 7-6-1 居宅療養管理指導の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	5人	4人	5人
サービス必要量 (年)	69人	68人	60人
サービス利用者数 (介護予防) (月)	0.3人	0人	1人
サービス必要量 (介護予防) (年)	3人	0人	12人

表 7-6-2 居宅療養管理指導の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	5人	5人	5人
サービス必要量 (年)	60人	60人	60人

表 7-6-3 介護予防居宅療養管理指導の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	1人	1人	1人
サービス必要量 (年)	12人	12人	12人

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

町内には、通所リハビリテーションの提供主体はありませんが、町外での利用者を想定し、第7期の利用実績から必要サービス量を見込みました。

表 7-7-1 通所リハビリテーションの実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	1人	0.1人	1人
サービス必要量 (年)	42回	1回	24回
サービス利用者数 (介護予防) (月)	0人	0人	0人
サービス必要量 (介護予防) (年)	0回	0回	0回

表 7-7-2 通所リハビリテーションの必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	1人	1人	1人
サービス必要量 (年)	24回	24回	24回

表 7-7-3 介護予防通所リハビリテーションの必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	0人	0人	0人
サービス必要量 (年)	0回	0回	0回

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護度が上がるにつれて利用日数が長期化する傾向にあります。利用できる施設の定員が限られていることから、必要サービス量を第7期から横ばいで推移と見込みました。介護老人福祉施設との連携により短期入所生活介護の確保に努めます。

表 7-8-1 短期入所生活介護の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	31人	24人	27人
サービス必要量 (年)	4,371日	3,781日	4,531日
サービス利用者数 (介護予防) (月)	3人	3人	1人
サービス必要量 (介護予防) (年)	203日	244日	198日

表 7-8-2 短期入所生活介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	27人	27人	27人
サービス必要量 (年)	4,531日	4,531日	4,531日

表 7-8-3 介護予防短期入所生活介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	1人	1人	1人
サービス必要量 (年)	198日	198日	198日

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

第7期において利用実績はなく、町内には短期入所療養介護の提供主体が本町にはないことから、第8期においても必要サービス量は見込んでいません。

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

居住系サービスである特定施設入居者生活介護サービスについては、住所地特例となる町外の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者を想定し、必要サービス量を見込みました。

表 7-9-1 特定施設入居者生活介護の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	6人	7人	6人
サービス必要量 (年)	78人	84人	72人
サービス利用者数 (介護予防) (月)	2人	1人	1人
サービス必要量 (介護予防) (年)	19人	12人	12人

表 7-9-2 特定施設入居者生活介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	6人	6人	6人
サービス必要量 (年)	72人	72人	72人

表 7-9-3 介護予防特定施設入居者生活介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	1人	1人	1人
サービス必要量 (年)	12人	12人	12人

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすや特殊寝台等の福祉用具貸与は、機能訓練のための用具であって、居宅での自立した日常生活を助けるものについては、保険給付の対象としており、介護度が上がるにつれて利用率が上がる傾向にあります。今後も認定者数は増えていくことが見込まれ、介護分は増加傾向として必要量を推計しました。

表 7-10-1 福祉用具貸与の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	102人	100人	117人
サービス必要量 (年)	1,254人	1,224人	1,404人
サービス利用者数 (介護予防) (月)	49人	44人	40人
サービス必要量 (介護予防) (年)	598人	539人	480人

表 7-10-2 福祉用具貸与の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	116人	118人	117人
サービス必要量 (年)	1,392人	1,416人	1,404人

表 7-10-3 介護予防福祉用具貸与の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	40人	40人	41人
サービス必要量 (年)	480人	480人	492人

⑫特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

腰掛便座や入浴補助用具等の特定福祉用具販売は、機能訓練のための用具であって、居宅での自立した日常生活を助けるものについては、保険給付の対象としており、第7期の利用実績から介護分と予防分を合わせて毎年約 50 人弱の必要量を見込みました。

表 7-11-1 特定福祉用具販売の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	2人	3人	4人
サービス必要量 (年)	18人	40人	48人
サービス利用者数 (介護予防) (月)	1人	1人	2人
サービス必要量 (介護予防) (年)	13人	12人	24人

表 7-11-2 特定福祉用具販売の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	4人	4人	4人
サービス必要量 (年)	48人	48人	48人

表 7-11-3 特定介護予防福祉用具販売の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	2人	2人	2人
サービス必要量 (年)	24人	24人	24人

2) 地域密着型サービスの必要量

町内の地域密着型サービスとしては、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護があることから、主にそれらの必要量を見込みました。

①認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

町内では、認知症対応型共同生活介護事業所 1 カ所（定員18名）によるサービス提供が行われていることから、第8期計画においても介護分18名を見込みました。

表 7-12-1 認知症対応型共同生活介護の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	17人	18人	17人
サービス必要量 (年)	208人	215人	204人
サービス利用者数 (介護予防) (月)	0人	0人	0人
サービス必要量 (介護予防) (年)	0人	0人	0人

表 7-12-2 認知症対応型共同生活介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	17人	17人	17人
サービス必要量 (年)	204人	204人	204人

表 7-12-3 介護予防認知症対応型共同生活介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	0人	0人	0人
サービス必要量 (年)	0人	0人	0人

②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、介護が必要となった高齢者が、今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるように、「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」の3つのサービスを組み合わせて利用することができ、居宅における生活の継続支援を行うサービスです。

町内には、サービスを提供する事業所が1カ所（登録定員24名）あり、第7期の利用実績から必要量を見込みました。

表 7-13-1 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模型居宅介護の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	12人	11人	13人
サービス必要量 (年)	148人	130人	156人
サービス利用者数 (介護予防) (月)	10人	11人	11人
サービス必要量 (介護予防) (年)	123人	129人	132人

表 7-13-2 小規模多機能型居宅介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	13人	13人	13人
サービス必要量 (年)	156人	156人	156人

表 7-13-3 介護予防小規模多機能型居宅介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	11人	11人	11人
サービス必要量 (年)	132人	132人	132人

③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

町内には、上湧別地区、湧別地区及び芭露地区にそれぞれ2ユニット20床あり合計60床でサービスを提供していることから、60人分を必要量として見込みました。

表 7-14-1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	57人	56人	60人
サービス必要量 (年)	688人	673人	720人

表 7-14-1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	60人	60人	60人
サービス必要量 (年)	720人	720人	720人

④地域密着型通所介護

登録定員18名以下の通所介護事業所は、少人数で通所介護が行われる生活圏域に密着したサービスとして提供されています。

町内では、令和2年4月に広域型通所介護から地域密着型通所介護へサービス変更した1事業所を含め、現在計4カ所によるサービスが提供されています。

第8期の必要量は、直近の利用実績から、今後も増加傾向として推計しました。

表 7-15-1 地域密着型通所介護の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	43人	65人	104人
サービス必要量 (年)	4,150回	6,155回	9,331回

表 7-15-2 地域密着型通所介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	103人	105人	104人
サービス必要量 (年)	9,229回	9,433回	9,350回

⑤認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の高齢者に対して、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、高齢者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、その家族の身体的、精神的負担の軽減を支援するサービスで、町内には提供事業所はありませんが、第7期の町外利用の実績から必要量を見込みました。

表 7-16-1 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	0人	0人	2人
サービス必要量 (年)	0回	0回	42回
サービス利用者数 (介護予防) (月)	0人	0人	0人
サービス必要量 (介護予防) (年)	0回	0回	0回

表 7-16-2 認知症対応型通所介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	2人	2人	2人
サービス必要量 (年)	42回	42回	42回

表 7-16-3 介護予防認知症対応型通所介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	0人	0人	0人
サービス必要量 (年)	0回	0回	0回

⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回訪問または随時通報を受け利用者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うサービスで、町内には提供事業所はありませんが、第7期の町外利用の実績から必要量を見込みました。

表 7-17-1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	0人	0人	1人
サービス必要量 (年)	0人	0人	12人

表 7-17-2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	1人	1人	1人
サービス必要量 (年)	12人	12人	12人

3) 住宅改修の必要量

在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援するため、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を介護給付の対象としており、利用量は各年により違いがあります。第7期の利用実績から介護分と予防分を合わせて毎年約50人弱の必要量を見込みました。

表 7-18-1 住宅改修の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	2人	2人	2人
サービス必要量 (年)	18人	18人	24人
サービス利用者数 (介護予防) (月)	2人	1人	4人
サービス必要量 (介護予防) (年)	20人	15人	48人

表 7-18-2 住宅改修の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	2人	2人	2人
サービス必要量 (年)	24人	24人	24人

表 7-18-3 介護予防住宅改修の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	4人	4人	4人
サービス必要量 (年)	48人	48人	48人

4) 居宅介護支援サービスの必要量

居宅介護支援サービスは、居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるような心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画の作成等を行い、居宅サービス利用者が増えると必要量も増加します。なお、介護予防支援については、総合事業の効果などを勘案して必要量を推計しました。

表 7-19-1 居宅介護支援の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	184人	182人	201人
サービス必要量 (年)	2,246人	2,223人	2,412人
サービス利用者数 (介護予防) (月)	51人	45人	42人
サービス必要量 (介護予防) (年)	614人	546人	504人

表 7-19-2 居宅介護支援サービスの必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	200人	202人	200人
サービス必要量 (年)	2,400人	2,424人	2,400人

表 7-19-3 介護予防支援サービスの必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	42人	42人	43人
サービス必要量 (年)	504人	504人	516人

5) 介護保険施設サービスの必要量

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院の必要量について、今後の町内事業者によるサービス提供の見通しを踏まえ、第7期の給付実績や医療計画との整合性等を考慮して必要量を推計しました。

①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、現在、町内に2カ所の特別養護老人ホームがあるほか、町外施設の入所者を含め、今後も横ばいに推移すると見込み必要量を算出しました。

表7-20-1 介護老人福祉施設の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	71人	73人	73人
サービス必要量 (年)	855人	884人	876人

表 7-20-2 介護老人福祉施設の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	73人	73人	73人
サービス必要量 (年)	876人	876人	876人

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、現在、町内には事業所はありませんが、直近の利用者を基準とし、今後は僅かに減少とする必要量を見込みました。

表7-21-1 介護老人保健施設の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	12人	13人	15人
サービス必要量 (年)	138人	154人	180人

表 7-21-2 介護老人保健施設の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	15人	15人	15人
サービス必要量 (年)	180人	180人	180人

③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設サービスは、町内には事業所はありませんが、直近の利用者を基準とし、今後は減少として必要量を見込みました。

なお、介護療養型医療施設は、令和5年度末までの新施設へ転換による廃止が決定されています。

表 7-22-1 介護療養型医療施設の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	1人	3人	2人
サービス必要量 (年)	12人	36人	24人

表 7-22-2 介護療養型医療施設の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	2人	2人	2人
サービス必要量 (年)	24人	24人	24人

④介護医療院

廃止が決定されている介護療養型医療施設の転換先として、平成30年度に日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能に、生活施設の機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されています。

町内にはありませんが、令和2年度に遠軽町内で1事業所が開設（56床）していることから、町内からの入所者を相当数見込み、今後は増加傾向として必要量を見込んでおります。

表 7-23-1 介護医療院の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	0人	0人	5人
サービス必要量 (年)	0人	0人	60人

表 7-23-2 介護医療院の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	12人	13人	14人
サービス必要量 (年)	144人	156人	168人

6) 高額介護サービス費等必要量

第7期の給付実績に基づき、高額介護サービス費と介護予防高額介護サービス費を合わせて必要量を推計しました。

高額介護サービス費等は、介護（予防）サービス費を利用した際の利用者負担額が一定額を超えた場合に支給されます。

表 7-24-1 高額介護サービス費等の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス給付人数 (年)	2,059人	2,218人	2,381人
サービス必要量 (給付費) (年)	19,973,758円	23,049,844円	25,487,764円

表 7-24-2 高額介護サービス費等の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス給付人数 (年)	2,300人	2,300人	2,300人
サービス必要量 (給付費) (年)	24,630,000円	24,873,000円	24,873,000円

7) 高額医療合算介護サービス費等必要量

高額医療合算介護サービス費等は、介護（予防）サービス費の利用者負担額と医療費の自己負担額の世帯の合計額が一定額を超えた場合に支給されます。第7期の給付実績を基に必要量を試算しました。

表 7-25-1 高額医療合算介護サービス費等の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス給付人数 (年)	26人	148人	167人
サービス必要量 (給付費) (年)	468,425円	3,386,421円	3,930,033円

表 7-25-2 高額医療合算介護サービス費等の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス給付人数 (年)	170人	170人	170人
サービス必要量 (給付費) (年)	4,000,000円	4,000,000円	4,000,000円

8) 特定入所者介護サービス費等必要量

介護保険施設入所時や短期入所サービス利用時の食費、居住費は原則として利用者が負担しますが、利用者及びその世帯の所得状況に応じて負担限度額を設定し、標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を特定入所者介護サービス費等として給付しています。第8期では、負担限度額の段階設定を細分化する制度改正が予定されており、第7期の給付実績から必要量を減少として推計しました。

表 7-26-1 特定入所者介護サービス費等の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス給付人数 (年)	1,608人	1,572人	1,610人
サービス必要量 (給付費) (年)	65,948,750円	66,108,322円	68,436,493円

表 7-26-2 特定入所者介護サービス費等の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス給付人数 (年)	1,360人	1,284人	1,272人
サービス必要量 (給付費) (年)	59,815,000円	55,989,000円	55,721,000円

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

本町では、平成 28 年 3 月から総合事業を開始しています。

また、平成 29 年 4 月からは、基準を緩和した通所型サービスを開始しており、各サービスのサービス量については、第 7 期の実績額を基に必要量を推計しました。

①基準型訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）

町内には、基準型訪問介護サービスを提供している事業所は 3 カ所あり、今後は、利用者が横ばいで推移すると見込んでいます。

表 7-27-1 基準型訪問介護の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	34人	32人	33人
サービス必要量 (年)	2,462回	2,225回	2,376回

表 7-27-2 基準型訪問介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	33人	33人	33人
サービス必要量 (年)	2,376回	2,376回	2,376回

②基準型通所介護（介護予防通所介護相当サービス）

町内では、基準型通所介護サービスを提供している事業所は 5 カ所あり、今後は、利用者が横ばいで推移すると見込んでいます。

表 7-28-1 基準型通所介護の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	42人	40人	41人
サービス必要量 (年)	2,465回	2,470回	2,460回

表 7-28-2 基準型通所介護の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	41人	41人	41人
サービス必要量 (年)	2,460回	2,460回	2,460回

③生きがい対応型デイサービス（緩和）（基準を緩和した通所型サービス）

本町では、平成 29 年 4 月から基準を緩和した通所型サービスとして、「生きがい対応型デイサービス（緩和）」を委託により実施していますが、今後は、サービス利用者の適正化を図ることで重症化を抑制することを目的に、事業縮小に向けて新規利用者の受け入れを中止し、自然減を見込んでいます。

表 7-29-1 生きがい対応型デイサービス（緩和）の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス利用者数 (月)	37人	36人	36人
サービス必要量 (年)	1,165回	1,246回	1,246回

表 7-29-2 生きがい対応型デイサービス（緩和）の必要量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数 (月)	26人	16人	6人
サービス必要量 (年)	936回	576回	216回

6 安心して暮らせる生活支援

介護が必要な高齢者が、家族とともに在宅での生活を長く続けられるよう支援することは大変重要です。

介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、家族介護者の生活を支えるために必要な高齢者福祉サービスを提供し、また、低所得者に対しては、十分な介護サービスを利用できるよう支援を行い、身体的、精神的及び経済的負担を軽減します。

さらに、地域包括支援センターが中心となって、家族の不安や悩みを聞き助言等を行う相談機能の強化・支援体制の充実を図り、高齢者とその家族が地域において安心して日常生活を営むことができる生活支援の実現を目指します。

(1) 寝たきり老人等介護手当助成事業

自宅に寝たきり状態となっている老人等の福祉増進を図るとともに、その介護者の経済的・精神的負担を軽減するために介護手当を支給します。

(2) 寝たきり高齢者等紙おむつ購入費助成事業

寝たきり高齢者等を介護する世帯の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ購入費を助成します。

(3) 高齢者用歩行車購入助成事業

虚弱老人の屋外生活を助長し、健康な体づくりと寝たきり予防のため、屋外用歩行車の購入をする者に対して、購入に必要な経費の一部を助成します。

(4) 緊急通報システム事業

高齢者宅に緊急通報システムを設置することで、急病や災害時に迅速かつ正確な救援体制により、生活不安の解消や人命の安全を確保するとともに、24時間対応の相談体制により高齢者の日常生活の安心・安全の確保に努めます。

(5) 給食サービス事業（社会福祉協議会補助事業）

高齢で食事をつくるのが困難な方に対し、栄養改善等を図るため定期的な給食の宅配を行います。

(6) 介護サービス等利用者負担額助成事業

低所得の方が、経済的な理由から在宅での介護保険サービスの利用を控えることがないように、高額介護サービス費等が支給後の利用者負担額の一部を助成します。なお、今後は、増加が見込まれる介護サービス費と町財政負担との均衡を図る観点から、助成内容の見直しを検討します。

(7) 社会福祉法人による利用者負担軽減事業（社会福祉法人）

低所得で生計困難な利用者に対し、生活の安定を図るとともに、介護保険制度の円滑な運用を図るため、介護保険サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として実施する利用者負担軽減額の一部を助成します。

(8) 障がい者控除認定事業

65歳以上の要介護認定を受けている方で、心身等の状態が障がい者に準じる者等として町長が認めた方に対し、地方税法上の特別障害者控除等の対象として「障害者控除対象者認定書」を発行します。

7 住み慣れたまちでの暮らしを支える

単身又は夫婦のみの高齢者世帯が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、住環境や移動手段の確保等が必要になります。

高齢者の日常生活の基盤となる住まいについての情報を提供するとともに、高齢者が地域で自立して生活を営むことができるよう、安全かつ快適に移動できる環境づくりを目指し、積極的な外出を支援するための地域生活環境の整備を目指します。

また、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築に不可欠の社会基盤である福祉・介護人材が、今後は益々不足することが予想されますので、福祉・介護人材の確保、育成及び定着に向けた支援を図ります。

(1) 高齢者生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

おおむね 65 歳以上の者で、一人暮らし又は夫婦世帯で独立して生活をするに不安のある方（自炊できる程度の健康状態にある方）に対し住居を提供し、各種相談・助言・援助等を行うとともに緊急時の対応を行っています。

本町には 1 施設あり、湧別福祉会へ指定管理を行い、施設運営しています。

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

低額な料金を高齢者が入居でき、食事の提供やその他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設です。入所対象者は、主に自炊はできないが、その他日常生活は自立している方が対象です。

本町には、上湧別福祉会が運営する 1 施設があり、必要な介護サービス基盤として、事業所と協力しながら安定確保を図ります。

(3) 有料老人ホーム

日常生活で介護が必要となった高齢者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護の提供、家事及び健康管理などを行う施設です。

本町には、民間事業者が運営する 2 施設があり、必要な介護サービス基盤として、事業所と協力しながら安定確保を図ります。

(4) 高齢者専用賃貸住宅（高齢者向け住宅）

高齢者や同居配偶者を賃借人とする賃貸住宅です。

本町には、湧別福祉会が運営する 1 施設があり、必要な介護サービス基盤として、事業所と協力しながら安定確保を図ります。

(5) 高齢者に相応しい住まいの計画的な整備

身体機能が低下し、独立して生活を営むことに不安を持つ、低所得の高齢者が安心して居住できる町営住宅等の提供を行っています。

高齢者住宅の整備について、町営住宅担当課及び関係機関と連携を図ります。

(6) 外出支援サービス事業（移送サービス）

おおむね 65 歳以上で家族等の送迎が困難な、身体的に障害のある高齢者、その他これに準ずると認められる方に、移送用車両で通院等の外出支援を図ります。

(7) 高齢者等さわやか住宅改造補助事業

満 65 歳以上の高齢者のいる世帯で、高齢者等に対応した住宅改造を行う方を対象に、居宅での生活を営む上で必要となる住宅改修を支援します。

具体的には、30 万円を上限に対象事業費の 3 分の 1 を（補助基準額 90 万円）助成します。

(8) 高齢者バス通院費助成事業

満 70 歳以上の高齢者が、病院へ通院するためのバス利用に対し助成を行います。

対象者一人当たり年間72回分の無料券を交付します。

(9) 高齢者外出支援ハイヤー料金助成事業

高齢者で歩行困難によりハイヤーによって通院または買物等をよぎなくされている方に対し、ハイヤー料金の一部を助成します。対象者一人当たり年間192回分（地区によっては年間96回分）の助成券を交付します。

(10) 除雪サービス（社会福祉協議会補助事業）

高齢で自ら除雪が困難な世帯に対し、冬期間の積雪による生活通路や緊急避難路確保のため除雪を行います。

(11) 介護職員研修費助成事業

町民が介護に関する知識・技術を身につけ、介護サービス事業者や地域社会で活躍することを支援するため、介護職員初任者研修及び実務者研修の受講料に係る経費の一部を助成します。

(12) 外国人介護人材育成支援奨学金給付事業

地域の介護福祉施設に貢献できる人材を育成・確保するため、外国人介護福祉人材育成支援協議会と連携し、介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し奨学金を給付します。

8 支えあうネットワークづくり

高齢者を地域で支え、適切な介護福祉サービスや保健医療サービスに結びつけるためには、地域のさまざまな社会的資源と連携したネットワークの構築が必要です。

地域包括支援センターが中心となって、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を整備するとともに、地域ケア会議の開催を通じて、地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

また、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、高齢者の安全確保のためのネットワークや、認知症高齢者の増加に伴い、高齢者とその家族を地域全体で支える見守り体制や検索ネットワークなど、さまざまなセーフティネットを構築し、高齢者の生活を支えます。

(1) 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターは、地域との連携のもと高齢者及び障がい者を対象に、地域に密着した保健福祉に係る相談及びサービスの提供を行っています。

町直営で運営し、福祉に精通した三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を配置し、センター1カ所で各種相談からサービスの調整をはじめ、関係機関との連携・調整等を行い、ワンストップサービスの拠点として、課題の解決が直接的かつ早期に図れるように努めていきます。

1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステム構築・推進へ向けた中核的な機関としてのさらなる体制強化を図るため、三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制の検討を行うとともに、地域支援事業を充実させるため、地域において生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の養成を進めます。

2) 地域包括支援センターの運営

多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築を図りながら、第1号介護予防支援事業としての介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援とその効果的な実施のための地域ケア会議の推進を図ります。

3) 地域ケア会議の推進

包括的・継続的ケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映など政策形成につながることを目指します。

指標 地域ケア会議の開催数

第7期計画実績	第8期計画目標値		
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数 12回	開催回数 12回	開催回数 12回	開催回数 12回

(2) 地域福祉活動への支援と協働

湧別町社会福祉協議会では、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、支え合いの地域づくりを目的に町内 30 地区に福祉委員を配置しています。

また、見守り訪問活動を中心に、散策会や昼食会などのふれあい事業の実施や、緊急医療情報キットの設置・更新に関わる訪問業務等を展開しています。

町では、今後もこうした活動を通じて、地域住民と社協・行政が協働する地域福祉活動の推進を図っていきます。

(3) 生活支援等の基盤整備

高齢者が地域との繋がりや生きがいを持ち、安心して暮らしていくうえで、さまざまな生活支援が必要となってくることが予想され、そのニーズに対応していくためには、行政サービスだけでなく、住民同士の支え合いの地域づくりが重要となってきます。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置と協議体を配置し、多様なサービス提供実施主体と連携し、生活支援ニーズとの適切なマッチングを図り、高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりを推進します。

(4) 認知症対策

①認知症サポーター養成事業

町民一人ひとりが認知症を正しく理解し、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的とし、認知症サポーターの養成を目指します。

指標 認知症サポーター養成事業の実施回数

第7期計画実績	第8期計画目標値		
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数 2回	開催回数 2回	開催回数 2回	開催回数 2回

②認知症高齢者支援の充実

認知症高齢者ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう今後も、地域包括支援センターを中心に、認知症の早期発見、認知症高齢者に対するケア体制の充実、認知症に関する知識の普及啓発、相談体制の充実を図ります。

また、その家族等の介護の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組みを推進します。

③認知症施策の推進

1) 認知症早期受診等支援

認知症になってもなかなか医療受診や介護サービスに結びつかない高齢者や家族に対して、認知症初期集中支援チームによる訪問や認知症に関する様々な相談に対応を図ります。

2) 認知症相談支援等

認知症地域支援推進員を配置し、認知症への不安や必要なサービス等、認知症に関する相談や支援を図り、認知症ケアパスを作成し、住民へ啓発活動を行います。

3) 認知症バリアフリー等の推進

生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるための障壁を減らす「認知症バリアフリー」を推進するとともに、安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を具体的な支援につなげる仕組みの構築、成年後見制度の利用促進など地域における支援体制の整備を推進します。

(5) 見守り支援

一人暮らしや高齢夫婦のみ世帯の増加などを踏まえ、訪問又は電話等により様々な生活支援を推進します。

また、地域ケア会議等を通じて、地域や関係機関・団体（自治会・民生委員・福祉委員・老人クラブなど）と連携を図り、相談援助体制を充実するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して長く生活を送ることができるよう地域における支援体制の充実を図ります。

1) 孤独死対策

地域から孤立した状態で高齢者が死亡することが社会問題となっていることから、訪問又は電話などによる健康状態等の確認及び日常的な見守り、生活支援や介護サービス等を活用した見守りなど、地域や関係機関・団体と連携を図り長期的な取組みを行っていきます。

(6) 医療と介護の連携

高齢者の心身の変化に応じて、適切なサービスを継続的に提供できるように、特に入退院の過程でのサービスの連続性・一貫性を確保するために医療と介護の連携を進めます。

また、切れ目なく在宅医療・介護サービスが提供できるように、地域の医師会や保健所、ケアマネジャー等との連携、相談体制の充実、研修会等の開催を図ります。

9 相談援助体制の充実

高齢者が、必要な福祉・介護サービスを適切に利用できるように、サービス内容等について広く普及啓発を図るとともに、高齢者が尊厳ある暮らしを送ることができるよう、地域包括支援センターをはじめ、地域との連携を強化し、福祉・介護サービス等に関する相談や情報提供に適切に対応できるよう相談援助体制を強化するとともに、高齢者虐待防止のネットワークを推進し、高齢者の権利擁護に取り組めます。

(1) 総合相談支援業務

地域包括支援センターの三職種が、介護保険や福祉サービスに関する情報提供や関係機関の紹介を行うとともに、必要に応じ、町の関係機関と協力し専門的・継続的な支援及び緊急対応を行います。

(2) 消費に関する相談と啓発

高齢者を狙った悪質商法は年々巧妙化し、新たな手口も生まれています。

今後も、担当課と連携し、被害に陥りやすい独居高齢者や高齢夫婦世帯等を狙った新手法の振込み詐欺、悪質商法等の情報を収集・提供し、啓発に努めます。

(3) 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者などの権利が守られるように、成年後見制度を利用するに当たり、本人や親族による申立てが困難な方を対象に支援を行います。また、制度の周知・普及を図り、地域包括支援センターにおいて成年後見制度の活用についての相談や支援を行います。

(4) 養護老人ホーム入所措置事業

65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活が困難な方を養護老人ホームに入所措置し、健康で安心して生活できる場所を提供しています。今後も、地域と連携し迅速な対応に努めます。

(5) 権利擁護業務

高齢者の権利擁護の推進を目的として、高齢者虐待防止法に基づく通報・相談を受け、個々のケースの状況に応じてさまざまな支援を行うとともに、家族の介護負担軽減のための介護保険サービス等の利用や生活保護の適用など、養護者への支援を継続していきます。

第8章 介護（予防）給付費用・介護保険料

1 給付費用

(1) 介護給付費用

令和3年度から令和5年度における介護給付費用について、各サービスの必要量を勘案して、次のとおり算出しました。

表8-1 介護給付費用の推計

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス	205,678千円	208,638千円	207,698千円	214,583千円	216,198千円
訪問介護	115,995千円	118,657千円	117,804千円	123,719千円	122,909千円
訪問入浴介護	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
訪問看護	6,348千円	6,352千円	6,352千円	6,352千円	6,607千円
訪問リハビリテーション	71千円	71千円	71千円	71千円	71千円
居宅療養管理指導	175千円	175千円	175千円	175千円	175千円
通所介護	20,523千円	20,535千円	20,535千円	20,912千円	21,293千円
通所リハビリテーション	295千円	295千円	295千円	295千円	295千円
短期入所生活介護	35,387千円	35,406千円	35,406千円	35,406千円	36,855千円
短期入所療養介護	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
特定施設入居者生活介護	11,916千円	11,922千円	11,922千円	11,922千円	11,922千円
福祉用具貸与	14,060千円	14,317千円	14,230千円	14,823千円	15,163千円
特定福祉用具販売	908千円	908千円	908千円	908千円	908千円
地域密着型サービス	363,780千円	365,849千円	365,153千円	375,006千円	387,851千円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,268千円	3,270千円	3,270千円	3,270千円	3,270千円
夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
認知症対応型通所介護	436千円	436千円	436千円	436千円	436千円
小規模多機能型居宅介護	35,026千円	35,045千円	35,045千円	35,045千円	38,190千円
認知症対応型共同生活介護	48,628千円	48,655千円	48,655千円	48,655千円	48,655千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	200,968千円	201,079千円	201,079千円	207,998千円	217,989千円
看護小規模多機能型居宅介護	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
地域密着型通所介護	75,454千円	77,364千円	76,668千円	79,602千円	79,311千円
住宅改修	1,652千円	1,652千円	1,652千円	1,652千円	1,652千円
居宅介護支援	37,800千円	38,277千円	37,934千円	39,417千円	39,471千円
介護保険施設サービス	326,467千円	329,910千円	329,910千円	314,427千円	324,009千円
介護老人福祉施設	225,872千円	225,998千円	225,998千円	235,110千円	244,692千円
介護老人保健施設	48,324千円	48,350千円	48,350千円	48,350千円	48,350千円
介護療養型医療施設	5,537千円	5,540千円	5,540千円	0千円	0千円
介護医療院	46,734千円	50,022千円	50,022千円	30,967千円	30,967千円
介護給付費合計	935,377千円	944,326千円	942,347千円	945,085千円	969,181千円

(2) 介護予防給付費用

令和3年度から令和5年度における介護予防給付費用について、各サービスの必要量を勘案して、次のとおり試算しました。

表8-2 介護予防給付費用の推計

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防サービス	5,627千円	5,629千円	5,676千円	5,629千円	5,481千円
介護予防訪問介護	939千円	940千円	940千円	940千円	940千円
介護予防訪問入浴介護	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防訪問看護	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防訪問リハビリテーション	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防居宅療養管理指導	125千円	125千円	125千円	125千円	125千円
介護予防通所介護	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防通所リハビリテーション	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防短期入所生活介護	1,085千円	1,086千円	1,086千円	1,086千円	1,086千円
介護予防短期入所療養介護	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防特定施設入所生活介護	783千円	783千円	783千円	783千円	783千円
介護予防福祉用具貸与	1,948千円	1,948千円	1,995千円	1,948千円	1,800千円
特定介護予防福祉用具販売	747千円	747千円	747千円	747千円	747千円
地域密着型介護予防サービス	8,929千円	8,934千円	8,934千円	8,934千円	8,934千円
介護予防認知症対応型	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
通所介護	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	8,929千円	8,934千円	8,934千円	8,934千円	8,934千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
住宅改修	4,103千円	4,103千円	4,103千円	4,103千円	4,103千円
介護予防支援	2,278千円	2,279千円	2,333千円	2,279千円	2,116千円
予防給付費合計	20,937千円	20,945千円	21,046千円	20,945千円	20,634千円

(1) 介護給付費用と(2) 介護予防給付費用の合計額(以下、「総給付費」といいます。)は、次の表のとおりです。

表8-3 総給付費の推計

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総 給 付 費	956,314千円	965,271千円	963,393千円	966,030千円	989,815千円

(3) 標準給付費見込額

総給付費、その他の介護保険給付等及び審査支払機関（北海道国民健康保険団体連合会）に支払う審査支払手数料の推計額から、標準給付費見込額を次のとおり算出しました。

表8-4 標準給付費見込額

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費	956,314千円	965,271千円	963,393千円	966,030千円	989,815千円
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	59,815千円	55,989千円	55,720千円	56,495千円	55,806千円
特定入所者介護サービス費等給付額	68,683千円	69,420千円	69,104千円	70,051千円	69,209千円
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	8,869千円	13,431千円	13,384千円	13,556千円	13,403千円
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	24,630千円	24,873千円	24,873千円	25,137千円	24,910千円
高額介護サービス費等給付額	24,672千円	24,937千円	24,937千円	25,202千円	24,975千円
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	42千円	64千円	64千円	65千円	64千円
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,000千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円
算定対象審査支払手数料	586千円	592千円	594千円	595千円	595千円
審査支払手数料一件あたり単価	59円	59円	59円	59円	59円
審査支払手数料支払件数	9,937件	10,031件	10,062件	10,077件	10,077件
標準給付費見込額	1,045,345千円	1,050,724千円	1,048,580千円	1,052,256千円	1,075,126千円

(4) 地域支援事業費

地域支援事業として実施する介護予防・日常生活支援事業及び包括的支援事業・任意事業に係る経費のうち、介護保険法の定めにより第1号被保険者保険料算出に要する費用として、地域支援事業費見込額を次のとおり算出しました。

表8-5 地域支援事業費見込額

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	24,528千円	23,564千円	22,599千円	22,315千円	20,823千円
基準型訪問介護	8,307千円	8,307千円	8,307千円	8,485千円	7,660千円
基準型通所介護	10,900千円	10,900千円	10,900千円	10,945千円	10,582千円
生きがい対応型デイサービス（緩和）	2,509千円	1,544千円	579千円	0千円	0千円
介護予防ケアマネジメント	1,184千円	1,184千円	1,184千円	1,215千円	1,087千円
一般介護予防事業、その他	1,628千円	1,628千円	1,628千円	1,670千円	1,494千円
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	3,385千円	3,385千円	3,385千円	3,244千円	2,693千円
包括的支援事業（社会保障充実分）	6,716千円	6,716千円	6,716千円	6,716千円	6,716千円
地域支援事業費	34,629千円	33,664千円	32,699千円	32,274千円	30,231千円

2 保険料段階別被保険者数

今後3年間の介護保険財政を維持できるよう保険水準の設定を勘案し、湧別町保健医療福祉協議会高齢者・介護部会の意見を聴取して、保険料を設定しています。

第8期計画の所得段階は、第7期と同じ9段階とし、令和3年度から令和5年度の被保険者数は、第6章の推計人口等を基に推計しています。

なお、基準所得金額については、被保険者の所得分布調査の結果を踏まえた国の介護保険法施行規則の改正が今後予定されているため、本町においても国に準じた改正を行います。

表8-6 所得段階別被保険者数

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
第1段階 (生活保護世帯、非課税世帯で80万円以下)	536人	531人	527人	518人	430人
第2段階 (非課税世帯で80万円超120万円以下)	438人	434人	430人	423人	351人
第3段階 (非課税世帯で120万円超)	364人	361人	358人	351人	292人
第4段階 (課税者あり、本人非課税で80万円以下)	306人	302人	300人	295人	245人
第5段階 (課税者あり、本人非課税で80万円超)	463人	459人	456人	448人	372人
第6段階 (本人課税者で120万円未満)	582人	576人	572人	562人	466人
第7段階 (本人課税者で120万円以上210万円未満)	332人	329人	327人	321人	266人
第8段階 (本人課税者で210万円以上320万円未満)	159人	158人	156人	153人	128人
第9段階 (本人課税者で320万円以上)	155人	154人	152人	150人	124人
合計	3,335人	3,304人	3,278人	3,221人	2,674人

3 介護保険料

65歳以上の方が負担する第1号被保険者保険料について、次のとおり算出しました。

第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められており、第8期介護保険事業計画期間では、標準給付費見込額と地域支援事業費の23%とされ、第7期の負担割合から変更はありません。

(1) 第1号被保険者の介護保険料

1の(3)の標準給付費見込額、1の(4)の地域支援事業費見込額及び2の表8-6所得段階別被保険者数から、第1号被保険者保険料(第9段階)を算出しました。

第8期保険料基準額 年額60,000円(月額5,000円)

表8-7 第1号被保険者の保険料基準額

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計	令和7年度	令和22年度
標準給付費見込額	A	1,045,344,842円	1,050,724,198円	1,048,579,795円	3,144,648,835円	1,052,256,156円	1,075,125,895円
地域支援事業費(C+D)	B	34,628,792円	33,663,912円	32,699,032円	100,991,736円	32,274,152円	30,231,041円
介護予防・日常生活支援総合事業	C	24,528,459円	23,563,579円	22,598,699円	70,690,737円	22,314,798円	20,822,513円
包括的支援事業・任意事業	D	10,100,333円	10,100,333円	10,100,333円	30,300,999円	9,959,354円	9,408,528円
第1号被保険者負担分相当額(A+B)×23%	E	248,393,936円	249,409,265円	248,694,130円	746,497,331円	253,780,092円	296,235,659円
調整交付金相当額(A+C)×5%	F	53,493,665円	53,714,389円	53,558,925円	160,766,979円	53,728,548円	54,797,420円
調整交付金見込交付割合	G	9.16%	8.97%	8.81%	/	8.96%	10.61%
後期高齢者加入割合補正係数		0.8438	0.8516	0.8594		0.855	0.8146
所得段階別加入割合補正係数		0.971	0.9716	0.9708		0.9715	0.9705
調整交付金見込額(A+C)×G	H	98,000,000円	96,364,000円	94,371,000円	288,735,000円	96,282,000円	116,280,000円
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	I				3,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
準備基金の残高(令和2年度末の見込額)					125,108,518円		
準備基金取崩額	J				40,000,000円		
保険料必要額(E+F-H-I-J)	K				575,529,310円	210,226,640円	233,753,079円
保険料収納率99.6%で除した後の保険料必要額 K/99.6%					577,840,673円	211,070,923円	234,691,847円
所得段階別加入割合補正後被保険者数					9,635人	3,129人	2,598人
保険料基準額(年額)※端数調整後					60,000円	67,200円	90,000円
保険料基準額(月額)					5,000円	5,600円	7,500円

※調整交付金見込交付割合の算出方法

(第1号被保険者負担割合(23%) + 全国平均の調整交付金交付割合(5%)) - 第1号被保険者負担割合(23%) × 後期高齢者加入割合補正係数 × 所得段階別加入割合補正係数

(2) 所得段階別保険料

所得段階別保険料は、次のとおりです。

なお、第1段階、第2段階、第3段階の保険料基準額に対する割合は、引き続き、公費投入による軽減措置が実施されます。

表8-8 所得段階別保険料

保険料 段階	対 象		第8期		第7期
	世 帯	本人所得等	保険料基準額 に対する割合	年額保険料	年額保険料 (平成30年度)
第1段階	非課税世帯	生活保護者、老齢福祉年金受給者 又は合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.3	18,000円	27,000円
第2段階		合計所得+課税年金収入が80万円超120万円以下	0.5	30,000円	45,000円
第3段階		合計所得+課税年金収入が120万円超	0.7	42,000円	45,000円
第4段階	課税者あり 本人非課税	合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.9	54,000円	54,000円
第5段階		合計所得+課税年金収入が80万円超	1.0 基準額	60,000円	60,000円
第6段階	本人課税	合計所得が120万円未満	1.2	72,000円	72,000円
第7段階		合計所得が120万円以上210万円未満	1.3	78,000円	78,000円
第8段階		合計所得が210万円以上320万円未満	1.5	90,000円	90,000円
第9段階		合計所得が320万円以上	1.7	102,000円	102,000円

第9章 円滑な計画の実施に向けた方策

1 介護サービスの円滑な提供

(1) 日常生活圏域の設定

第7期介護保険事業計画においては、人口、高齢者人口、要介護認定者数、介護サービス基盤整備状況の他に、地理的条件及び交通事情も勘案し、下表のとおり圏域は湧別町全体で1圏域とし、地域を4地区に分けて地域包括支援センターを中心として相談体制のさらなる充実を図りました。

第8期計画においても、第7期同様、圏域は湧別町全体で1圏域、4地区に設定し、地域包括支援センターを中心として、さらなる相談体制等の充実を図ります。

○日常生活圏域及び地区

日常生活圏域は湧別町全体で1圏域



(2) 高齢者のサービス利用支援体制の構築

介護保険・介護予防事業等の充実を図るためには、きめ細かい対応と関係者間の連携が不可欠です。地域包括支援センターを中心とした保健・医療・福祉の連携を図ります。

高齢者のサービス提供にあたっては、介護支援専門員は高齢者及び家族などからのあらゆる相談を受ける立場にあり、サービス調整の役割を担っています。

介護支援専門員、サービス提供事業者、主治医、行政が緊密な連携のもと、高齢者の課題に応じた適切なサービスが提供されるよう体制の構築に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で長く暮らすことができるよう、また、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援として、主治医や介護支援専門員との連携やサービス提供事業所間の連絡調整、情報提供や情報交換など連携が円滑に行われるよう体制の整備に努めます。

(4) 町民への情報提供

介護保険を利用する高齢者はもちろん、町民全般が制度を正しく理解し活用できるように、積極的な啓発活動を行います。

また、町民がサービスを選択する際の参考となるよう、サービス事業者、サービス内容、居宅介護支援事業者等の情報提供を行います。

2 介護給付費等に要する費用の適正化

介護保険への信頼を高め、持続可能な制度とするため、介護を必要とする方を適正に認定し、過不足のない真に必要なサービスを提供するよう、介護給付の適正化を図っていくことが重要です。

町では、国の「介護給付適正化に関する指針」に基づき、引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要事業を柱として取組みつつ、第7期における適正化事業の検証結果等も踏まえ、より具体性・実効性のある構成・内容に見直しを行い、介護給付の適正化を一層推進します。

(1) 要介護認定の適正化

適切に認定調査が行われるように町内在住及び町内病院入院者の調査は、引き続き地域包括支援センターが全て行います。

また、町外に在住、町外病院に入院及び介護保険施設に入所（入居）している方については、委託による調査を実施するため、その調査結果について点検を行います。不備が認められた場合、その都度認定調査員に確認し、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の平準化を図ります。

(2) ケアプラン点検

ケアプラン点検を定期的に行い、利用者の状態に応じたケアプランが作成されていないと認められた場合は、担当ケアマネジャーに対し助言を行うほか、必要に応じケアプランの見直し、居宅介護支援事業所への助言などを行います。

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修の質・適正な実施の確保のため、施工前後の写真による確認のほか、地域包括支援センターによる訪問時に合わせて、施工前後の点検を行い、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修が認められた場合、工事施工業

者や担当ケアマネジャー等に対し指導を行います。

「福祉用具購入」は、不適切または不要な福祉用具購入が認められた場合、必要に応じ追加資料の請求や訪問により確認し、利用者等の身体の状態に応じた必要な福祉用具の利用を求めます。

「福祉用具貸与」は、適正化システムを活用し点検し、不適切または不要な福祉用具貸与が認められた場合、担当ケアマネジャーからの聴取等を行い、利用者等の身体の状態に応じた必要な福祉用具の利用を求めます。

(4) 医療情報との突合・縦覧点検

北海道国民健康保険団体連合会への委託により実施をし、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数などの点検、医療情報と介護給付情報の突合・事業者への照会・確認等を行い、請求内容の適正化を図ります。

また、各事業者に対し誤請求や重複請求の事例などを紹介し、注意喚起を促します。

(5) 介護給付費通知

利用した介護サービスの種類、回数、利用者負担額等を記載した介護給付費通知を、年2回サービス利用者に通知することにより過剰利用や不適切な利用の気付きを促すことを図ります。利用者から問合せがあった場合は、担当ケアマネジャーや事業者を確認し、誤りがあった場合は過誤処理を行います。

(6) 給付実績の活用

国保連合会から提供される給付実績を活用して、給付実績内容を確認し適正な給付の確保を図ります。

3 災害・感染症に係る体制の整備

在宅の高齢者で、災害発生時に情報の入手や自力での避難が困難な方は、大きな被害を受ける可能性があることから、平時から地域における避難支援体制を確認しておくことが重要です。

また、介護保険施設等は、多くの自力避難の困難な方が利用されていることから、利用者の安全を確保するため、各種災害に備えた体制を整備しておく必要があります。

さらに、人へのまん延が懸念されている新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などは、高齢者が感染すると重症化しやすいことから、道や介護事業所等が連携し、感染症対策に向けた体制を整備する必要があります。

(1) 災害に対する体制整備

防災担当課と連携し、災害時における要介護高齢者等の避難行動などの確保に向け、避難行動要支援者名簿を整備し、個別の避難計画策定の取組みを促進します。

また、介護保険施設等に対する集団指導において、非常災害対策の取組の強化について指導するとともに、実地指導の実施等により、消火設備その他の非常災害に

際して必要な設備の設置状況や、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況等について確認し、適切な措置を講じていない施設等に対しては、改善が図られるよう指導します。

(2) 感染症に対する体制整備

道や介護事業所等と連携し、感染症の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施等を推進するとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の普及、理解促進を図ります。

介護保険施設等に対して、道からの関係通知を周知し、感染予防とまん延防止への理解を求め、また、実地指導の実施等により、適切な措置を講じているか等を確認し、適切な措置を講じていない施設等に対しては、改善が図られるよう指導します。

4 苦情相談体制の整備

介護保険制度では、利用者からの要介護認定や保険料に関する審査請求については、北海道介護保険審査会において、また、提供されるサービスやその内容についての相談、苦情などは北海道国民健康保険団体連合会が対応することとされています。

さらに、各介護サービス事業者は、自ら提供するサービスの質の向上を図るとともに、利用者からの相談苦情の受付が義務付けられています。

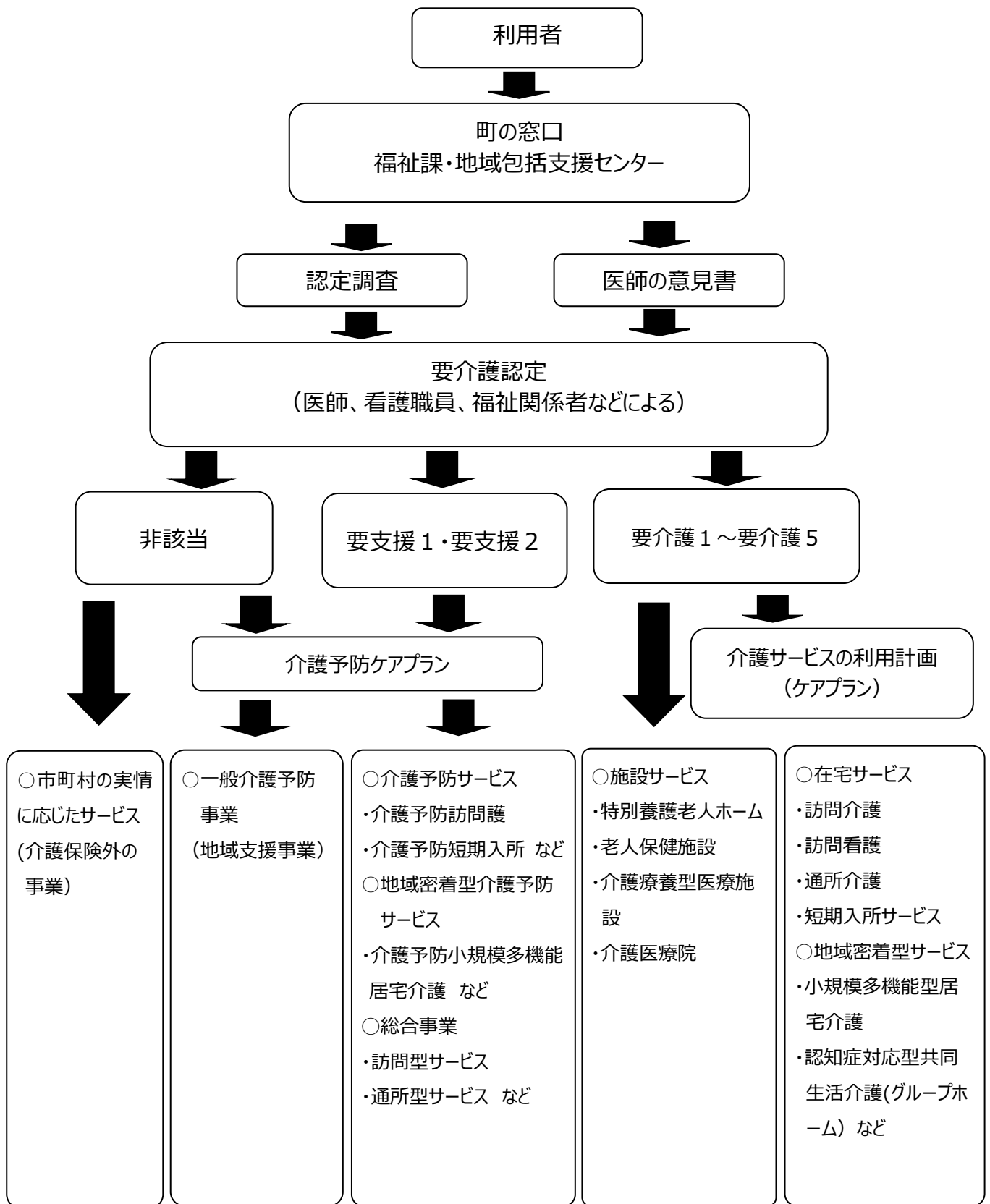
町では、利用者からの相談、苦情を受け付ける体制の整備に努め、北海道介護保険審査会、北海道国民健康保険団体連合会との連携のもと適正な制度運営に努めます。サービス事業者に対しては、相談、苦情処理のパンフレット提供などの支援を行います。

5 計画の推進管理

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の計画各年度におけるサービスの量、質、保険財政運営の各方面から計画の推進状況の点検結果等について、適時、湧別町保健医療福祉協議会 高齢者・介護部会による評価を行います。

《資料》

1 介護サービスの利用手続き



2 介護サービス等の種類

対象者：要支援 1・2	対象者：要介護 1～5
予防給付におけるサービス	介護給付におけるサービス
<p>【介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎訪問サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理 ◎通所サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所リハビリテーション ◎短期入所サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ◎介護予防特定施設入居者生活介護 ◎介護予防福祉用具貸与 ◎特定介護予防福祉用具購入 	<p>【居宅サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎訪問サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問看護 ・訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理 ◎通所サービス <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション ◎短期入所サービス <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ◎特定施設入居者生活介護 ◎福祉用具貸与 ◎特定福祉用具購入 <p>【施設サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院
<p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 <p>※地域密着型サービスは、町が指定・監督を行う。</p>	<p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護
<ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防支援 ◎住宅改修 	<ul style="list-style-type: none"> ◎居宅介護支援 ◎住宅改修

3 地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業
対象者：事業対象者、要支援1・2
◎訪問型サービス ◎通所型サービス ◎基準を緩和した通所型サービス ◎一般介護予防事業
包括的支援事業及び任意事業
対象者：要支援・要介護になるおそれのある方
◎包括的支援事業 ◎任意事業

4 介護保険事業にかかる給付費の財源のしくみ

介護サービスを利用する場合、費用の1割（一定以上所得者は2割又は現役並み所得者は3割）が自己負担となり、残りの9割（8割又は7割）が保険から給付されます。

原則として、その財源の50％は保険料で賄っています。

第1号被保険者（65歳以上）	23%
第2号被保険者（40歳～64歳）	27%

残りの50％は、国（25％）、都道府県（12.5％）、市町村（12.5％）の公費負担（税金）で賄っています。

したがって、介護サービスの利用量に応じて高齢者全体の保険料も決まる仕組みになっています。

国 25%	都道府県 12.5%	市町村 12.5%
保険料 23% 65歳以上の者	保険料 27% 40歳から64歳までの者	

※施設等給付の場合は、国20％、都道府県17.5％

5 「第8期湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」に対する意見応募実施結果について

「第8期湧別町湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」に対する意見募集を実施したところ、意見等の提出はありませんでした。

1. 意見の募集結果

(1) 募集期間

令和3年2月10日（水）から令和3年3月10日（水）まで

(2) 意見総数

0件（0人）

【提出方法】

持 参	— 件
郵 送	— 件
ファクシミリ	— 件
電子メール	— 件

【取り扱い】

■修正 素案に追加、修正するもの	— 件
■掲載済み 既に素案に記載されているもの	— 件
■参考 今後、参考とするもの	— 件

2. 寄せられた意見の概要

<寄せられた意見の概要と実施機関の考え方>

今回寄せられた意見はありませんでした。

6 湧別町保健医療福祉協議会 高齢者・介護部会委員名簿

自：令和2年12月22日

至：令和5年12月21日

区 分	委員所属	職名	委員氏名	備考
保健・医療・福祉 介護・教育関係者	民生委員児童委員協議会	会長	後 藤 哲 司	
	国民健康保険運営協議会	委員	久 保 美恵子	
関係機関・団体 の代表者	自治会連合会	会長	北 村 茂	部長
	老人クラブ連合会	会長	中 川 哲 夫	
有 識 者	特別養護老人ホーム 湧別オホーツク園	施設長	篠 田 悟	
	特別養護老人ホーム 湧愛園	施設長	三 好 信 一	
	社会福祉協議会	事務局長	石 川 克 己	副部長
特 別 委 員	曾我病院	院長	澁 谷 努	
	上湧別歯科診療所	所長	竹 林 秀 人	
保健医療福祉 協議会 会長	社会福祉協議会	会長	西 川 仁 史	

7 湧別町保健医療福祉協議会計画策定審議経過について

(1) 審議経過

令和2年12月22日(火)	諮問(町から協議会へ)
令和2年12月22日(火)	第1回保健医療福祉協議会
令和3年1月12日(火)	第1回高齢者・介護部会
令和3年2月10日(水)	パブリックコメント実施
～3月10日(水)	
令和3年3月25日(木)	第2回保健医療福祉協議会
	第2回高齢者・介護部会
令和3年3月 日()	答申(協議会から町へ)

(2) 高齢者・介護部会 会議開催状況

<第1回会議>

- ・会議開催日程：令和3年1月12日(火) 午後6時30分～8時00分
- ・会議開催場所：保健福祉センター 会議室
- ・出席委員：部会長 北村茂委員、副部会長 石川克巳委員、
後藤哲司委員、篠田悟委員、三好信一委員、中川哲夫委員、
久保美恵子委員、竹林秀人特別委員
- ・欠席委員：西川仁史委員、澁谷努特別委員

<第2回会議>

- ・会議開催日程：令和3年3月25日(木) 午前9時30分～10時00分
- ・会議開催場所：保健福祉センター 会議室
- ・出席委員：
- ・欠席委員：

8 関係法令等

○老人福祉法（抜粋）

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（1） 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

（2） 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

（3） 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

（4） 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

（5） 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

（6） 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 10 市町村は、市町村介護保険事業計画(第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○湧別町保健医療福祉協議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、湧別町保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、協議する。

- (1) 湧別町保健医療福祉総合計画に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉等に関する各個別計画に関すること。
- (3) 関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) 総合的な保健、医療、福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉、介護及び教育関係者
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 公募町民
- (4) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 協議会は、特別の事項を調査、協議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、第3条第2項各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査、協議に参加し、当該調査、協議が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議は、原則公開する。

(部会の設置)

第8条 協議会に保健、医療及び福祉等に関する各個別計画の策定、見直しのため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の定めるところによる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

○湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、湧別町保健医療福祉協議会設置条例（平成26年湧別町条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 条例第8条の規定に基づき、湧別町保健医療福祉協議会に次の部会を置く。

- (1) 高齢者・介護部会
- (2) 保健・医療部会
- (3) 地域福祉部会
- (4) 障害者部会
- (5) 子育て部会
- (6) 食育部会

(所掌事項)

第3条 前条の部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 高齢者・介護部会
 - ア 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ 地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。
 - ウ 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
 - エ その他部会の運営に必要な事項
- (2) 保健・医療部会
 - ア 健康づくり計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (3) 地域福祉部会
 - ア 地域福祉計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (4) 障害者部会
 - ア 障がい者福祉計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (5) 子育て部会
 - ア 子ども・子育て支援事業計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (6) 食育部会

ア 食育推進計画の策定並びに推進に関すること。

イ その他部会の運営に必要な事項

(組織)

第4条 部会は、条例第3条に規定する委員及び条例第5条に規定する特別委員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて各分野に関係する者の出席を求めることができる。

3 部会長は、部会員の互選により選出する。

(会議)

第5条 部会は、必要の都度部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、部会を所掌する課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第8期湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(令和3年度～5年度)

発行：令和3年3月

作成：湧別町福祉課高齢介護グループ

連絡先：〒099-6404 湧別町栄町 112 番地の1

電話：01586-5-3761 (課直通)

町ホームページ：<http://www.town.yubetsu.lg.jp/>